

令和4年12月

中札内村議会定例会会議録

令和4年12月6日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 小関梨菜君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		委員の派遣について
日程第 7		村政・教育行政執行状況報告
日程第 8	報告第 5 号	令和 3 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第 9	議案第 6 9 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 7 0 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 7 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 7 2 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 3 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 4 号	中札内村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 6 号	職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 7 7 号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 7 8 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 7 9 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 0 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 8 1 号	中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 8 2 号	中札内村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 8 3 号	中札内村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 8 4 号	財産の処分の変更について

日程第 2 5	議案第 8 5 号	堆肥化处理関連施設に係る指定管理者の指定について
日程第 2 6	議案第 8 6 号	令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 8 7 号	令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 8	議案第 8 8 号	令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 2 9	議案第 8 9 号	令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番中西議員と3番黒田議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和4年中札内村議会12月定例会について、11月29日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から13日までの8日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が21件であり、報告は「令和3年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価」の報告について、議案は「条例の一部改正」が13件、「条例の制定」が1件、「条例の廃止」が1件、「財産の処分の変更」が1件、「指定管理者の指定」が1件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が4件であり、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、最終日13日に「一般会計補正予算」が追加提案される予定です。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「閉会中の所管事務調査報告」が2件、「委員の派遣」であります。

請願等につきましては、提出されておられません。

報告1件、議案第69号から議案第89号までの21件については、初日の本会議での審議としてください。

追加提案される議案第90号の1件については、最終日13日での審議としてください。

一般質問は3名から4問の通告がありましたが、最終日13日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を

受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見について、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同村内所管事務調査と合同所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

はじめに、総務厚生・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、北嶋産業文教常任委員長、登壇願います。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

今年度の合同村内所管事務調査を9月29日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内中札内線、札内川上流地域などについて調査を行いました。

初めに、敷地内の舗装補修工事を実施した堆肥化处理施設の工事状況について確認しました。

堆肥化处理施設は敷地全体が盛り土であり、冬場の凍上の影響もあり、原料施設前の舗装はかなり低くなり、雨水桝の周辺も陥没し、作業に支障が出ている状態にあることから、原料施設前の舗装を当初予定の半分程度（7.5メートル幅）、補修工事を実施しました。

今後も建物等の修繕も控えていることから、修繕工事費用の節減に努めるとともに、肥料

価格高騰の影響により堆肥の需要も増えることが予想されることから、可能な限り堆肥の増産にも努めていただくことを望みます。

次に、路盤再生工法で行う西戸蔦・東戸蔦40号道路の工事状況について確認しました。

この工法は、既設の老朽化したアスファルト舗装を破砕すると同時に、セメントを混在し、締固めて安定処理した路盤を新たにつくる工法であり、従来の工法よりも安価で、工事期間が短いというメリットがあります。

安価で施工期間も短く、耐用年数も長いことから、この工法での施工が可能な路線においては、積極的な実施に努めていただくことを望みます。

次に、地盤沈下が発生し、利用できなくなったときわ野公園の周辺整備工事について確認しました。

何らかの要因により地盤が沈下し、敷地内、遊具や四阿などに傾きなどが生じ、それを解消するために、地盤沈下が発生した部分を掘削し、路床土の置換え、路盤工事、ダスト舗装工事を実施しています。

原因が特定されていないことから、公園を定期的に巡回し、地盤沈下が発生していないか確認をするなど、今後も適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、再整備を行っている鉄道記念公園の工事状況について確認しました。

原油価格高騰の影響で設計変更及び工事期間の延長が行われたことから、現地調査を実施した段階では遊具の設置が完了していない状況でありました。

令和5年度に工事が完了する予定ですが、子どもたちやウォーキングをする人など多くの人に利用されることを期待するとともに、新たに整備する歴史追想ゾーンにも昔を懐かしく思う人たちがたくさん訪れることを期待するところであります。

併せて、工事完了後も遊具の定期点検を徹底するなど適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、からまつ館の管理状況について確認しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校の社会科見学などを行うことが難しい状況にありましたが、昨年からはポロシリ大学の見学、文化祭での一般開放などが行われています。

昔、使用されていた農機具等もきちんと整理、展示されていましたが、場所が分かりづらいことから、看板の設置、表示方法の工夫などの対策を講じるとともに、今後も適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、大規模草地育成牧場のC牛舎ストールの補修状況について確認しました。

C牛舎のストールに歪みが生じ、牛の横臥動作等に支障が出ていることから、ストールの高さ調整及び補強を行い、飼育環境が改善されていました。

これまでも多額の修繕費用がかかっていること、これから道営事業による牛舎建設を行う予定でもあることから、費用の縮減に努めるとともに、適切な維持管理に努めていただくことを望みます。

最後に、静内中札内線状況調査についてですが、道路や橋梁等の修復が進み、昨年度に引き続きポロシリ覆道ゲートまで進入可能となっており、平成29年度の雪崩による被災と復旧状況、現道の維持管理状況、上札内橋架替え工事等の進捗状況について確認しました。

静内中札内線の維持管理には、毎年多額の費用を要しておりますが、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化により多くの来場者が見込まれること、水道水、農業用水、発電用水の水源地として水質保管理とダムの維持管理のため、道路や橋梁等の補修、維持が必要であるという観点からも、重要道道として、今後とも適正な管理がされていくことを求めるところで

あります。

以上、合同村内所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、総務厚生・産業文教常任委員会合同所管事務調査について、両委員会を代表して、中西総務厚生常任委員長、登壇願います。

（中西千尋総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（中西千尋君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。赤ナンバー５番をご用意ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、合同による所管事務調査として、上士幌町を訪問し、調査を行ってきました。

調査目的は、昨今の人口減少、少子高齢化の急速な進展、過疎化が進む中、移住定住施策・各種子育て支援施策に取り組むことにより、人口が増加している上士幌町の定住・移住対策の取組みについて調査することにあります。

上士幌町は、平成２７年３月に人口が４，８７４人と最小になった以降、移住定住施策、各種子育て支援施策の取組みにより、人口が増加、平成３０年４月には５，０００人に回復しています。

上士幌町では、平成の大合併時に自立の道を選択し、その際に５つの将来像を掲げ、将来像の１つを「都市と農山村の交流が活発で、にぎわいのあるまち」として、ひと・もの・ネットをつなげて、自立していくことを指針としています。

移住の取組みについては、平成１７年に調査・研究、平成１８年に移住体験モニターの受入開始、平成１９年３月には役場や様々な団体で構成する上士幌町交流と居住を促進する会を創設し、首都圏へのプロモーションや効果的な事業展開への検討、提言を行っています。

交流と居住を促進する会において検討を行った結果、安定して提供できる良質な居住環境が必要であるという結論に至り、平成２０年に２棟の生活体験住宅を整備し、平成２８年には中長期用の住宅も整備し、現在は１０棟を用意しています。

移住の総合窓口、ＮＰＯ法人上士幌コンシェルジュ、仕事の相談窓口、株式会社生涯活躍のまちかみしほろ、地域の稼ぐ力を高める業務を担っている株式会社カーチの３団体が連携、協力しあう中で移住業務を担っていると同時に、町役場担当者とも連携を図りながら業務を担っています。

町役場担当者は２、３年で異動するのではなく、同じ担当者が長期間に渡り同じ業務に携わっています。

そのほかにも、テレワーク環境の整備、ＵＩＪターン新規就業支援、シェアオフィス、二地域居住、ワーケーションや新たな働き方発信施設につぼうの家かみしほろ、かみしほろシェアオフィスの整備等の取組みも行っています。

令和２年以降は新型コロナの影響で相談が減少していますが、コロナ前の移住相談については毎年５００件以上の相談があり、生活体験参加者は５６組、１６０人前後の受入れを行っています。

これまでに２００人以上の方が上士幌町に移住していますが、移住者が重要と考えていることは家と仕事であり、約８割の方が生活体験住宅を利用しています。

上士幌町では、誕生日会などを開催することで、人とつなぐことを大事にしている、人とつながれることで、知り合いができたから、安心できるからという理由で移住を決めた人もいます。

移住者に対しては特に支援をしていますが、子育て世代の移住者が町民となり、住宅を

建設するには子ども1人当たり100万円の助成をしています。

シニア世代に対しては特に支援はありませんが、修繕費用の助成や太陽光発電の整備費用の助成を行っています。

NPO法人の担当者は、どれだけの移住者が来ているかというよりも、どういう取組みをしているかを大事なことだと考えています。必ず帰ってくることができる町である、住み続けられる町であることが重要だと考えているとのことでもあります。

まとめですが、移住に関しては、仕事と家の確保を一番に考えている方が多いことから、生活体験住宅を提供できる体制を整えることが必要であるとともに、移住者が働ける場所の確保も必要であります。

本村においても、現在、生活体験住宅を1棟用意していますが、もう少し確保する必要があるとともに、移住者が家の確保を重要視していることから、宅地分譲地の造成や住宅建設費用助成の拡充を検討することも必要であると感じたところであります。

上士幌町では、NPO法人に専任職員を配置し、移住定住対策を行う中で、仕事の相談窓口である株式会社生涯活躍のまち職員及び役場担当者とも連携しながら業務を行い、移住者等との親密な関係を構築しています。

また、移住者と町民をつなぐことで安心して移住できるような取組みも行っています。

こうしたことから、本村においても、NPO法人等への業務移管または専任職員の配置など、移住者等との親密な関係を構築できる体制整備が必要であると考えています。上士幌町における取組みも参考にしながら、移住者が安心して移住することができるよう、フォローする体制整備も必要であると感じたところであります。

以上、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで所管事務調査報告を終わります。

◎日程第6 委員の派遣について

○議長（中井康雄君） 日程第6、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、委員派遣承認要求書についてご説明いたします。

赤ナンバー6番をご覧ください。

こちらが委員派遣承認要求書でございます。

この委員派遣は、総務厚生常任委員会並びに産業文教常任委員会合同による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、総務厚生並びに産業文教両委員長から議長に要求があったものであります。

調査事項は1件で、本別町が平成24年度に整備した農産物ものづくり館ゲンキッチンの視察調査であり、12月23日、金曜日に実施しようとするものであります。

目的は、キッチンスタジオの整備状況、利用状況等について、先進地の取組みを視察・調査を行うものであります。

派遣委員は、両委員会に所属する全委員の8名となります。

以上、委員派遣承認要求書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、委員の派遣承認要求書のとおり、派遣承認することに決定しました。

◎日程第7 村政・教育行政執行状況報告

○議長(中井康雄君) 日程第7、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。
はじめに、森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本村における地域の防災力向上を図るため、9月28日、文化創造センターにおいて総合防災訓練を実施しました。

震度6弱の地震を想定した訓練で、小中学生や村民、消防団など417人の参加のもと、防災教育のための避難所運営ゲーム「DOはぐ」や段ボールベットを使った避難所設営訓練の実施、消火器・煙体験コーナーの設置や電気自動車の展示、車両救出訓練などを行いました。

また、防災設備関係では、11月14日、上札内交流館の非常用発電機整備工事が完了しております。

交通安全関係では、10月18日に65歳以上の高齢者を対象とする安全運転診断が第一自動車学校で開催され、老人クラブ会員の参加のもと、免許更新内容の変更に関する講義や運転適性診断、学校内のコースや設備を利用した運転実技などを行いました。

中学3年生を対象に、中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした模擬議会を11月22日に開催いたしました。

今年度は生徒たちがより詳しく役場の仕事やまちづくりに興味をもってもらうため、議会での質問方法や内容について、議会議員の皆さんや役場職員とのグループ学習を行い、次代を担う生徒たちから様々な提案やご意見をいただきました。

消防団についてですが、令和3年中における火災発生が極めて少なかったことから、北海道消防協会十勝地方支部より、準無火災表彰を受彰しております。

全道秋の火災予防運動期間中の10月21日・29日の両日、団員29名の出席により中札内及び上札内の農家地区一般家庭防火査察を実施し、火災予防啓発を行っております。

11月24日、本村を会場に南十勝地域消防連携連絡会消防団員教育訓練が、約60名の消防団員の出席により開催されました。

講師である、一般社団法人ちくだいKIP理事村田浩一郎氏から、消防活動でケガをしない体づくりをテーマに訓練を行っていただいております。

次に企画財政グループについてですが、令和5年度の予算編成については、11月1日に職員への説明会を開催し、予算編成の基本的な考えを示したところであります。

令和5年度の地方財政の見通しについては、総務省の概算要求において、地方税と地方交

付税などを合わせた一般財源総額は、令和４年度と実質同水準の予算を確保するとしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策もあり、財政状況が悪化する中、国の一般会計における概算要求総額は過去２番目の規模となっており、今後、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

令和５年度は、旧役場庁舎跡地のキッチンスタジオ整備のほか、公共施設等の老朽化対応にかかる経費も増加が見込まれ、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられない状況であります。

社会経済情勢を見極め、状況の変化に応じた適切な対応が図れるよう、一層の危機感を持って予算編成に取り組んでまいります。

市町村交流事業については、１０月１３日から１０月１６日の日程で、一般公募の村民７名をはじめとする総勢１３名が川越市を訪問し、今年で市制施行１００周年を記念した姉妹友好都市記念式典及びシンポジウムに参加したほか、相原求一朗氏の絵画鑑賞や川越まつりでの山車ひき体験など貴重な経験を通して、友好都市として交流を深めてまいりました。

また、１１月２６日、２７日に開催されたかわごえ産業フェスタでは、東京ふるさと会の役員の皆様にご協力をいただきながら、ＪＡ中札内村、十勝野フロマージュとともに物産販売や村のＰＲを行い、川越市民や姉妹都市交流委員会の皆さまとの交流を深めてまいりました。

１２月１日に開催された川越市市制施行１００周年記念式典には、議長と私が参加しております。

景観づくりの取組みについては、１０月１日に日本で最も美しい村加盟町村で連携実施するビューティフルデーとして環境美化活動を呼びかけ、国道２３６号沿いの一斉ゴミ拾い及び草取りを実施いたしました。

また、１０月２２日に景観まちづくり委員会による中札内景観ツアーが開催され、講師に帯広はぐくむの日月伸さん、農学博士の梅澤弘一さんを招き、木や森の役割や防風林による減風効果などを学びました。

男女共同参画推進については、１１月２９日、新たな委員８名を委嘱させていただきました。引き続き、普及・啓発の取組みを進めてまいります。

ふるさと会の活動については、１０月の札幌ふるさと会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、１２月３日に東京・中札内ふるさと会がホテル・ルポール麹町で開催され、関係団体代表の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換しながら親睦交流を行ってまいりました。

日本ハムファイターズ応援大使事業は、１１月２５日に締めくくりのイベントとなる加藤貴之選手、玉井大翔選手によるトークショーが文化創造センターで開催されました。

村民約２００人が参加する中、シーズンを終えての感想や新球場エスコンフィールド北海道へ向けた期待などの談話のあと、直筆サイン入りのレプリカユニフォームやサインボールが当たる抽選会が行われ、ホール全体が大歓声で盛り上がりを見せたところであります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、本村のマイナンバーカード普及促進に向けて、役場庁舎での申請専用窓口並びにマックスバリュ店舗内の申請サポート窓口を１１月より常設しているほか、毎週火曜日の定例による夜間臨時窓口の開設について、年内を重点期間として設定し実施しております。

また、12月においては、上札内交流館をはじめ、主要な行政区会館など6会場を設定し、申請サポート特設窓口を計9日開設するなど、村民の皆さまの選択肢を設け、都合に合わせた申請が行えるよう対策を講じているところであります。

直近、11月30日現在の公表値では、申請者が2,388人、申請率61.03%、カード交付は1,965枚、交付率50.22%と、ようやく村民人口の6割を超す状況に至りました。引き続き、申請者の増加に向けて対応強化を図ってまいります。

なお、最大2万円分のマイナポイント付与対象については、マイナンバーカードの申請期限を本年12月末までと設定されており、年明けからの申請においては対象外となりますので、本村独自によるインセンティブ付与を翌年1月から実施したいため、本定例会最終日において所要経費に係る補正予算をご提案申し上げる予定としております。

ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした、本年度最終となる古着・古布等の無償回収を11月12日にリサイクルセンターで実施し、80名の方々から664キログラムの物品が搬入され、引取業者により搬出していただいております。

年間3回のトータルでは、2,071キログラムの回収実績となり、ごみ減量化に一定の効果を得られたものと評価しているところであります。

本年10月臨時会において議案並びに補正予算を提出、ご決定いただきました、令和2年度雇用対策事業中の伐倒木による人身事故への賠償対応については、相手方である被害者側のご理解をいただき、10月26日付けで示談書を取り交わしのうえ、11月15日付けで賠償額の支払を完了いたしましたのでご報告申し上げます。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担軽減のための給付金は、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯や家計が急変した世帯に対し、11月末現在、1世帯あたり5万円を、238世帯に支給しております。

65歳以上の方の健康維持、フレイル予防を目的としたお元気度測定会を9月20日、21日に実施し、71名の方が参加されました。

体力測定、簡単な記憶や計算の問題などに挑戦し、ご自身の健康管理に役立てていただきました。

今年度の福祉灯油の支給については、燃料価格が高騰している情勢から、低所得層の高齢者などが冬期間安心して暮らせるよう、昨年度より支給時期を早めて、11月上旬より支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券の支給を開始しております。

次に保健グループについてですが、七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、11月末現在912名の参加登録をいただいております。

今年度においても、バーチャル歩数イベントの実施など、活動量計を活用し、ウォーキングを継続できる環境づくりに取り組んでおります。

特定不妊治療費の助成についてですが、令和4年4月から医療保険が適用されたことに伴い、村の単独事業として、特定不妊治療費の自己負担分に加え、一般不妊治療費を助成対象に拡大し実施いたします。

対象となる治療費は、今年度4月に遡及して助成を行い、事業に係る予算については、既存予算で対応いたします。

インフルエンザワクチン接種についてですが、中札内村立診療所において、10月17日から開始しており、今年度は、接種時の混雑をさけるため、接種開始時期を分けており、80歳以上の方から順次接種していただき、10月31日から妊婦・小児まで対象を拡大しております。

費用助成の対象となる65歳以上の高齢者の方1,172名及び妊婦・乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者645名へ個別に案内を送付しております。

11月15日現在、費用助成対象以外の方も含め1,164名が接種を終えております。

インフルエンザの流行が懸念されていることから、可能な限り接種体制を確保し、重症化の防止に努めてまいります。

新型コロナワクチンの接種状況についてですが、11月21日現在、65歳以上の方で4回目の接種を終えた方は995名で、接種率は85.8%となっております。

また、12歳から64歳の対象者で、3回目の接種を終えた方は1,851名で、接種率は78.3%となっており、現在はオミクロン株対応ワクチンの接種を行っております。

5歳から11歳までの対象者で、2回目までの接種を終えた方は119名で、接種率は46.0%となっており、現在3回目の接種を行っております。

なお、オミクロン株対応型ワクチンは、10月28日より開始しております。

次に、保育園についてですが、中札内きらきら保育園の生活発表会は、11月26日に開催しております。

感染予防対策のため、3歳児、4歳児及び5歳児のクラスの発表を、学年単位で保護者に見ていただく形となりましたが、元気にのびのびと成長する子どもたちの姿や練習の成果を十分に発揮した発表会となりました。

また、0歳児、1歳児及び2歳児のクラスの発表については、総練習の様子を、保護者の方に見ていただく形で実施しております。

感染症が流行しやすい時期を迎えていることから、子どもたちの健康管理に留意して保育を行ってまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、今年は6月以降、曇りや雨の日が多く、気温は平年並みで推移したものの、降水量は多く、日照時間も平年と比べて少ない状況となりました。

一部の作物では湿害等の影響もみられ、全般的には平年作をやや下回る状況となりました。

農産にあっては、小麦は平年作をやや下回る結果となったほか、ビートも昨年度を下回る収量になると見込まれております。

また、枝豆は比較的良好な状況であったものの、豆類や馬鈴薯は平年並み若しくは平年作をやや下回ると見込まれており、全体的に見ても昨年度を下回る状況にあると伺っております。

畜産にあっては、生乳については生産調整されているものの、今年度は一定の乳量を確保し、単価も維持されているところですが、個体販売価格は大きく下落しており、こうした情勢を踏まえると次年度の経営は大変厳しくなるものと想定しているところであります。

また、鶏卵、肉豚は生産量の増加等により、昨年度を超える見込みとなっており、畜産全体の生産高は前年とほぼ同程度と見込まれているところであります。

中札内村農業協同組合がとりまとめた本年の暫定粗生産高は、142億円の見込みであり、過去最高となった昨年度を下回る見込みとなっております。

肥料、飼料そして燃料等の各種経費が高騰する中、懸命に努力されました生産者の皆さまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を表する次第であります。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指す粋匠品・食の応援団スタンプラリーは、昨年度よりも24通増の延べ1,008通の応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

なお、応募された方の地域別の内訳は、村内３０５通、道内６２１通、道外８２通で、多くの方に中札内産食材を味わっていただいております。

また、１０月１７日から２８日までの期間でＳＮＳを活用したフォロー＆リツイートキャンペーンを行い、開始前よりも１９２％増の１万１，３２５人のフォロワー数となったところであります。

現在、２回目のフォロー＆リツイートキャンペーンを１２月１６日までの期間で行っており、今後も多くの方に中札内産食材のＰＲを行ってまいります。

大規模草地育成牧場は、夏季の放牧を終え、１０月中旬以降、順次退牧を行い、１０月末時点で昨年同時期よりも６３頭減の５８３頭の舎飼を行っております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐２５．６１ヘクタール、保育間伐１９．７２ヘクタールを完了し、準備地拵え及び特殊地拵え０．４４ヘクタールも１２月中には完了する予定となっております。

また、西札内の林業専用道の整備に向けては、全体計画調査の中間報告を受けましたので、中間報告を踏まえ測量調査設計に着手し、整備に向けて現地での測量作業を実施しているところであります。

商工関係のうち、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策では、飲食店等の販路拡大や新たな取組みを支援する商工業プロモーション推進事業は、３事業者に対して２９万６，０００円を交付しているほか、村外の方に村の宿泊施設を利用していただくための“泊まろう中札内村”宿泊費助成事業は、１０月末時点で６１７泊分、１７５万円ほどの利用となっております。

また、アフターコロナを見据え行っている中札内村ワーケーション実証費用助成事業は、１０月末時点で、村外に拠点がある企業３社が利用し、２３万円の交付を行っております。

このほか、地域経済の活性化を図るため、中札内村商工会と日本航空株式会社が連携し、地場産品を用いたメニュー開発、メニュー提供を行う取組みは、９月２０日以降、村内飲食店５店舗と５人の客室乗務員が話し合いや試作を重ね、１２月９日に開発メニューのお披露目が行われる予定です。

以降、３月３１日までの期間、それぞれの店舗でメニューが提供されることとなっております。

観光関係では、観光協会が帯広市の藤丸で１１月１０日から開催されたとち大収穫市うまいもんまつりに参加し、地場産品のＰＲと物販を行っております。

札内川園地は１１月３日に今期の営業を終えたところですが、今年度は昨年までと異なり、新型コロナウイルス感染症等による営業自粛が無かったことから、今年度の利用者数は昨年度と比較して７８．１％増の約２万４，０００人の入込みとなっております。

また、道の駅なかさつないの入込み状況は、１０月末時点では５４万５，０００人で、昨年同時期と比較して１６．１％の増加となっており、徐々にではありますが、来場者数は回復傾向にあります。

１０月２日には、新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで道の駅フェアを開催し、ポニーの乗馬体験や昆虫観察会、木育体験などの催しを行ったほか、村内、管内のキッチンカーによる食市を開催し、多くの方に来場していただきました。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けては、環境省で現在、国立公園化に向けた作業を進めておりますが、関係機関等との調整等に時間を要していることから、現段階では、今年度中の指定が難しい状況にあると伺っております。

こうした情勢ではありますが、村では、日高山脈国立公園化ＰＲ事業実行委員会が中心と

なって、11月18日には大人向け、19日には子ども・親子向けに知床財団職員によるヒグマに関する講演会を開催し、ヒグマを通して日高山脈の生態系に関心を持っていただくための取組みを進めてきたところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

最初に、工事の発注状況であります。土木、建築及び上下水道事業における全ての工事発注が終えております。

道路維持関係では、村道の路面清掃作業及び支障木枝払いなどの維持管理に取り組むとともに、村道の定期巡回点検を行い、必要に応じて随時、道路補修などを実施して良好な道路維持に努めております。

建築関係では、村営住宅におけるストック改善工事を実施して、あけぼの団地2棟6戸の改修工事を完了しており、随時、入居者の移転を行ってきております。

また、中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事は、令和4年度及び5年度の2カ年工期でありますが、今年度分の進捗については、工事が順調に進んでおり、概ね完了している状況であります。

公園関係では、鉄道記念公園周辺整備工事について、子どもたちが身体を使って遊べる公園として整備を進め、令和4年にグランドオープンを予定しておりましたが、世界的な物価上昇、原油高に伴う資材等の高騰及び納品遅滞により、設計変更を行って工事請負費の増額及び工期を本年11月末から来年8月上旬に変更しております。

来年度、早期に子どもたちが利用できるよう工事関係者と協議してまいります。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として3件及び移住促進奨励対象として5件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では、新たに1件の認定を行っております。

また、移住促進協議会なかさつサポーターズで協議を行い、移住者向けパンフレットの改訂に取り組むことや新たに移住者向けホームページを作成して、10月1日から移住情報の発信を行っていると同時に、移住を目的とした本村における生活を体験してもらうために10月から移住体験住宅の利用申込を受け付けております。

さらに、11月6日に東京都で開催されました北海道移住交流フェア2022に参加して、北海道への移住や定住を検討されている方に、担当職員が本村への移住促進に向けたPR活動を行ってきております。

村営住宅入居関係では、一般公募住宅で2件及び随時募集住宅で1件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で16.1キロメートル、歩道延長で2.4キロメートル、駐車場等の公共施設では47カ所を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

また、11月25日に新型コロナウイルス感染拡大防止のため3年ぶりとなりました共同企業体運営委員会による除排雪安全研修会を開催し、除雪時の交通安全及び労働安全対策に対する注意喚起を行い、除雪体制の構築準備に努めていただいております。

水道関係では、今年度の水道メーター取替工事が完了しているほか、浄水場濾過池の濾過砂洗浄等を行って機能維持に係るメンテナンスを終えております。

下水道関係では、浄化センターにおける汚泥処理を正常に保つため、大量の放流水を排出する事業者と協議に取り組むとともに、微生物による処理の調整を図って沈降剤の使用量の減少に努めてきております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

(上田禎子教育長登壇)

○教育長(上田禎子君) 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育においては、新型コロナウイルス感染のリスクを可能な限り低減した中で教育活動に取り組んでおり、学習発表会及び文化祭は参観人数を制限しながら行いました。

10月6日に南十勝教育振興会主催による教育長・教育委員・校長研修会が、当番町村である本村の文化創造センターで開催され、環境省の山北育実自然保護官から日高山脈襟裳地域国立公園化の指定に向けてと題して講演をいただき、改めて日高山脈の地質学的特徴や手つかずの自然環境の魅力を学びました。

この学びを各町村の教育関係者が、地域子どもたちにしっかり伝えていただくことをねらいとして企画したものであります。

村内小・中学校の児童会・生徒会の代表が一堂に会していじめ根絶に向けて意見交換する子ども会議を11月15日に開催し、各校の取組みがより良くなるために話し合いを行いました。

学校給食では、児童・生徒に、地元で生産・製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、本村で生産された食材を使用したふるさと味覚給食を、今年度から実施回数を2回に増やし、9月7日と11月30日に提供いたしました。

次に、社会教育の状況であります。コミュニティ・スクールでは、9月26日から書く力の向上を目指して、小学6年生を対象に小作文に取組み、CS委員をはじめとする地域の方々に励みになるようコメントを書いていただき、子どもたちと関わってもらっております。

本村は、平成22年4月に地域の大人が力を合わせて子どもたちを育てるという共育宣言をしておりますので、この取組みもその一つとなっております。

文化事業では、11月3日に村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは、子どもから大人まで、この日のために練習した踊りや歌声、演奏を披露しました。

中でも、数年ぶりに復活した中学校吹奏楽部とポロシリ大学コーラスクラブとのコラボレーションは、大変好評でありました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し、文化賞等の表彰を授与いたしました。

作品展示では、村民の皆さんから、創意工夫された多数の出品があり、文化月間事業も5事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

また、十勝文化団体協議会からの表彰では、東戸蔭在住の時安靖雄さんが、40年以上にわたり吟道の普及発展に尽力され、文化賞を受賞いたしました。

同時に、めぐみ区在住の赤部里美さんが若手フルート奏者の育成に尽力され、文化奨励賞を受賞されました。

なかさつ音まちプロジェクトは、9月17日にピアニストで人気ユーチューバーのフォルテ氏のコンサート、11月12日には様々な電子楽器を自ら開発して演奏する明和電機のコンサートを開催しました。

また、11月19日にファツィオリピアノの試弾会を行い、村内外からの参加がありました。

11月21日には、アーツスプレッド中札内実行委員会主催による村内小・中学生を招い

て、三谷温氏の演奏によるピアノコンサートを行いました。

ベートーベンについても詳しくお話をいただいたところであります。

図書館事業では、10月15日に絵本作家、高畠那生さんの絵本の読み聞かせとワークショップを開催し、10月24日に絵本作家、宮西達也さんのおはなし会をきらきら保育園で行い、子どもたちに楽しんでもらいました。

また、11月19日から26日までは除籍本などの古本市を開催いたしました。

体育関係事業では、社会人サッカーチーム北海道十勝スカイアースによる講演と運動教室が9月10日に開催され、長野聡監督から自身の経験をもとに、子どもたちへ挑戦する大切さを語っていただきました。

村民スポーツ大会は、9月25日にパークゴルフ大会、10月1日に村民登山会、11月27日にゲートボール大会を開催しております。

また、10月10日にファミリーマラソン大会を開催する予定でありましたが、雨天により残念ながら中止となっております。

村民に運動の習慣化を促す事業として、トレーニングマシンを使用したエクササイズを学ぶトレーニングサポートプログラムと、ちくだいKIPや保健事業と連携したヘルスケアプログラムを開催しており、個人に合わせたストレッチや筋トレ方法など、健康な体づくりを目指して取り組んでおります。

最後に、先月26日、27日に、フィンランドで行われたスピードスケートジュニアワールドカップに、日本の代表として日本体育大学1年生の真野美咲さんが出場し、1,500メートルで世界3位という輝かしい成績を収めました。

1月にアメリカで行われる大会にも出場する予定ですので、さらなる活躍を期待しているところであります。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第8 報告第5号 令和3年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第8、報告第5号、令和3年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育財政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者から説明を求めます。

上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

令和３年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別添黒ナンバー６の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものです。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育行政の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、元教育委員杉江茂氏から指導助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みといたします。

◎日程第 9 議案第 69 号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 10 議案第 70 号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 11 議案第 71 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 12 議案第 72 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 13 議案第 73 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 9、議案第 69 号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 10、議案第 70 号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 11、議案第 71 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 12、議案第 72 号、第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 13、議案第 73 号、第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この 5 件を一括して議題にい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきたことから、給料及び勤勉手当等について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催いたしました特別職報酬等審議会においてご審議いただき、諮問どおり答申されましたので、併せて関係条例の一部を改正するものであります。

なお、会計年度任用職員につきましても、職員に準じた給与改正を行う必要があることから、その改定時期を明確にするための改正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案69号から議案73号について、一括して補足説明を申し上げます。

まずはじめに、説明の前段といたしまして、令和4年人事院勧告における給料及び勤勉手当に関する概要について、ご説明申し上げます。

今年度は、民間給与との格差を埋めるため、3年ぶりに月例給とボーナスの引き上げがありました。

給料は初任給において、民間給与との格差を埋めるため、本村にあっては新規採用職員の初任給を、高卒、短大卒にあっては4,000円を、大卒にあっては3,000円の引き上げ。

概ね40歳以下の若年層に重点を置いて改定が行われ、平均改定率は0.3%になります。

また、期末勤勉手当は、支給月数を0.1月分引き上げ、年間支給率の合計を4.4月に改定し、引き上げ分は勤勉手当に配分されます。

それでは、黒ナンバー11番、議案関係資料1ページをお開きください。

議案第69号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、議案第70号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部改正についてですが、これまでも職員に準じ、改正を行ってきておりますが、手当は期末手当一本での算定となっており、期末手当の令和4年度12月期分に100分の10、0.1月分を加算して、100分の225の支給に改正しようとするものです。

令和5年度以降の改正は、0.1月引き上げたものを、6月期と12月期にそれぞれ100分の5、0.05月分ずつ調整を図るものであります。

次に、2ページの新旧対照表をご覧ください。

附則の第1項として、施行日は公布の日から施行し、適用は12月1日からといたします。

また、附則第2項では、本年12月に支給する期末手当にあっては、すでに6月期期末手当の支給が終わっておりますことから、本則第5条中、12月については100分の220を乗じた額とするを、100分の225を乗じた額に改めることとしております。

次に、議案71号、職員の給与に関する条例についてであります。

議案関係資料4ページをお開きください。

最初に勤勉手当の改正についてであります。

再任用以外の職員分の勤勉手当の0.1月分引き上げの改正は、特別職の期末手当と改定率は同様ですが、12月期分の100分の10、0.1月分を加算して、100分の225とし、年間支給率100分の430を100分の440に改正しようとするものです。

なお、5年度以降の支給につきましては、今回改定のあった100分の10の引き上げ分については、6月期と12月期支給分それぞれで100分の5を調整するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

再任用職員分の勤勉手当の0.5月分引き上げの改正は、12月期分に100分の5、0.05月分を加算して、100分の117.5とし、年間支給率100分の225を100分の230に改正しようとするものです。

なお、5年度以降の支給につきましては、今回改定のあった100分の5の引き上げ分につきましては、6月期と12月期支給分で100分の2.5ずつを調整するものであります。

次に、8ページから11ページは、給料表改定に伴う新旧対照表となっております。

それぞれの級において、号俸の若い職員に改定率が手厚くなり、改定額の最高額が4,000円で、特に若い年代層に重点を置いた改定となっております。

戻りまして、6ページ、条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第14条の4、勤勉手当ですが、支給割合を国と同様に100分の100に改めようとするものです。

同条第4項では、再任用職員への規定を同様に改正しようとするものです。

ただし、本年度につきましては、引き上げ分0.1月分を12月期に加えますので、附則の第3条をご覧くださいと思います。

令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、職員であれば100分の100とあるのは100分の105に、再任用職員については、100分の47.5とあるのは100分の50と引き上げ分を12月期に配分するものであります。

附則の施行期日ですが、第1項、第2項に記載のとおり、改正条例は公布の日から施行しますが、給料につきましては、令和4年4月1日からの遡及適用とし、勤勉手当の引き上げについては、令和4年12月1日からの適用となります。

次に、議案第72号、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例、議案第73号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案関係資料の12ページをお開きください。

こちらは、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム職員の報酬については、職員の給与に関する条例、別表第2を参考に算定されておりますが、今回、給料表の改定に伴い、附則第3項として、改定の効力は当分の間、改正条例の規定によらず、翌年度の4月1日から生ずるものとする規定を追加するもので、この条例の施行は公布の日から施行することとしております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイムで任用する職員の給料については、職員の給与に関する条例の別表2を適用しており、今回、給料表の改定に伴い、附則第4項として、当該改定の効力は当分の間、改正附則の規定に準じて改定しようとするもので、今回は職員同様、令和4年4月1日に遡及し適用しようとするものであります。

以上で補足説明終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 6 9 号から議案第 7 3 号、これらの 5 件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 6 9 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 6 9 号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 0 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 0 号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 0 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 1 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 2 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 2 号、第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 3 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 3 号、第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 7 4 号 中札内村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 5 議案第 7 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 6 議案第 7 6 号 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 7 議案第 7 7 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 8 議案第 7 8 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 1 9 議案第 7 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 2 0 議案第 8 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 2 1 議案第 8 1 号 中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 2 2 議案第 8 2 号 中札内村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

◎日程第 2 3 議案第 8 3 号 中札内村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 1 4、議案第 7 4 号、中札内村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 5、議案第 7 5 号、職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１６、議案第７６号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１７、議案第７７号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１８、議案第７８号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１９、議案第７９号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２０、議案第８０号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２１、議案第８１号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２２、議案第８２号、中札内村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、日程第２３、議案第８３号、中札内村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、この１０件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

ただいま、一括上程議題に供されました本案件は、令和３年６月に地方公務員法が改正され、令和５年４月より地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度が導入されることから、本村職員の定年延長ほか、関係条例の整備を行おうとするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴う議案第７４号から第８３号に関する主な概要につきまして、補足説明いたします。

議案関係資料１４ページをお開きください。

今回の改正であります、まず１点目といたしまして、段階的な定年年齢の引き上げとなります。

現行６０歳で定年としている定年年齢を、令和５年度から２年ごとに１歳ずつ引き上げ、令和１３年度以降は一律６５歳とするものです。

次に２点目、役職定年制の導入についてです。

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職、いわゆる管理職として勤務できる上限年齢を、原則６０歳とすることとなります。

下の図にありますとおり、左側の６０歳到達時における役職に応じて、中央部分、定年まで６１歳となる年度以降の役職として、主査、主任、主事の区分となり、また、定年後の役職、右側になります。

専門員、技術員の役職イメージとなります。

また、図の下（２）では、役職定年の例外規定として、公務の運営に著しい支障がある場合は、引き続き管理監督職の継続ができることとしております。

次に、１５ページをご覧ください。

３点目となります。

再任用制度でございますが、（１）として、６０歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、６０歳以後の定年退職前に、短時間勤務の職で再任用することができる制度を新設するものです。

また、(2)といたしまして、定年の段階的引き上げ期間中、定年退職した職員については、65歳までの雇用を確保するため、暫定再任用職員として、現行の再任用と同様に運用をしようとするものです。

4点目、定年年齢の段階的引き上げに伴い、61歳となる年度以後の給与水準を、当分の間、60歳到達時の給料月額7割水準にしようとするものです。

以下に議案の概要として、それぞれ議案番号ごとに主な内容を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

続きまして、議案ごとの説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の17ページ、新旧対照表をお開き願います。

第1条は、地方公務員法の改正により、引用条文を変更するものであります。

次に、第2条は、定年年齢を60歳から65歳に改正するものであり、第3条は、定年による退職年齢を現行の定年年齢60歳を65歳へ改正しようとするものです。

また、第4条は、定年による退職の特例として、第1号から第3号に規定する特別な事情があると村長が認めた場合に限り、3年を超えない範囲で定年延長ができる旨を規定しております。

次に、19ページをお開き願います。

第6条は、管理監督職は、管理職手当の支給を受ける職員である旨を指しており、第7条では、管理監督勤務上限年齢、いわゆる役職定年を60歳と規定しようとするもので、第8条では、降任等を行うにあたっての遵守すべき事項を規定しております。

次に、20ページ、第9条では、管理監督職を延長する場合の特例を。

21ページの第10条では、異動期間の延長等を行う場合の職員の同意の規定を。

22ページの第11条では、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を。

第12条では、定年前、再任用短時間勤務職員の任用を規定しております。

次に、23ページをお開き願います。

附則第3項ですが、表中は定年に関する経過措置となっており、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに退職する職員については定年年齢を61歳とし、以下、2年ごとに定年年齢を1歳引き上げ、令和13年度以降につきまして65歳となるものでございます。

附則第4項では、年齢60歳に達する職員に対する情報の提供、勤務の意思の確認について規定を加えております。

また、23ページ、下段、改正附則第1条では、条例の施行は令和5年4月1日としており、改正附則第2条以降は、現行制度での再任用職員などの経過措置を規定しております。

次に、27ページ、新旧対照表をお開きください。

議案第75号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員の一部改正による条文及び文言を整理するもので、32ページ、附則第6項において、当分の間、職員の給料月額は当該職員が受ける号俸に応じて100分の70を乗じて得た額とする旨の規定をしております。

また、33ページ、第8項では、管理職を降任等をされた場合における給料の支給方法について規定をしております。

次に、35ページをお開きください。

この条例の施行は令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、37ページをお開きください。

議案第76号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、改正前の寒冷地手当の支給については、再任用職員は支給から除くとし

ていた規定を、改正後は、常時勤務に服する定年前正職員に限り支給する規定に改め、附則の第2項の経過措置において、定年の段階的引き上げ期間中における暫定再任用職員には、寒冷地手当を支給しないことを規定しようとするものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、38ページをお開きください。

議案第77号、職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の施行に伴い、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年により、下位の職務の級に分類される職務を遂行することとなった場合において、第2条では、降給の種類を、また、第2条の2では、降格の事由の規定に役職定年の規定を加えるため、改正をしようとするものであります。

また、附則第2項として、当分の間、60歳超職員の給料月額7割措置を降給として加えるとともに、第3項として、60歳超職員の給料月額7割措置に対する降給の通知は行いませんが、給料月額の変更は通知するよう規定しようとするものです。

なお、この条例の施行は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、40ページをお開きください。

議案第78号、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲戒処分としての減給について、懲戒処分の発令後に給料が変動した場合の減給額の上限額を規定する必要があることから、第4条で、減給の処分により減ずる額が、現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときには、当該額を減ずるものとするよう改正しようとするものであります。

なお、この条例の施行は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、41ページをお開きください。

議案第79号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。定年が段階的に引き上げられる経過措置期間において、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した以後に退職した者を、本人の意向を踏まえ、定年前、再任用、短時間勤務職員として再任用することができるよう、現行の再任用短時間勤務職員の規定を、定年前再任用短時間勤務職員に置き換えを行うため、改正をしようとするものであります。

なお、この条例の施行期日は令和5年4月1日より施行しようとするものであります。

また、附則第2条において、経過措置として、施行日前に退職した暫定再任用職員についても、新条例の規定を適用させるため、規定しようとするものであります。

次に、議案資料44ページをご覧ください。

議案第80号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてあります。管理監督職、勤務上限年齢60歳を超えて、管理監督職を占める職員については、改正後、第2条において育児休業できない職員に。

また、第9条においては、育児短時間勤務ができない職員にそれぞれ新たに規定を加えるものであります。

なお、この条例の施行期日は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案資料45ページをご覧ください。

議案第81号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第3条における任命権者報告事項について、再任用短時間勤務職員を引用する地方公務員法の規定の変更に伴い、改正をしようとするものであり

ます。

なお、附則として、条例の施行日は令和5年4月1日施行であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第74号から議案第83号、これらの10件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点お伺いいたします。

黒ナンバー11の17ページから18ページにかけてのところなのですが、定年制度について、今回、60歳から65歳までということで引き上げをするということは理解するのですが、その後の第4条あたりからの文書を読みますと、65歳、定年になった後も公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き勤務させることができるというようなことを謳っているのですが、これ65歳で定年になった後も、村長などが認めた場合は3年ほど延長して採用することができるということで理解をしやすいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今ご質問のありました年齢65歳をさらに延長で3年間ということで、議員のおっしゃるとおり延長は可能だということになっております。

理由としましては、その4条の第1号から3号に具体的な内容が記載しておりますけれども、具体的には、例えばですけれども、直営で病院や何かを営んでいる場合、医師の確保が難しい場合など、そういった人材の確保がすぐにはできないようなケース。

あるいは、第2号ですけれども、何か大規模なイベントですとかプロジェクトを取組む際に、主要となる役を担当している管理職の方とか、そういった事例を想定しての特例ということになっておりまして、こちら、本村としてそんなに多いケースではないですけども、基本的には地方公務員法の改正に準じて、緊急避難的な特例措置ということで定めさせていただいておりますので、その辺ご理解をいただければと思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） これ多分、全国的に地方公務員同じような例規集使って、同じような改正もされるのかなというふうに思うのですが、一方では、新陳代謝を図るといふようなことも謳っておきながら、果たして本当にこういった65歳を過ぎて、またさらに採用して、そういった65歳以上の方に頼むということが本当にいいのかなのか。

やはりもう少し新陳代謝を図っていくべきではないのかなというふうに思うのですが、その辺、多分こういった全国的な改正なので、どうしようもないのかもしれませんが、何か言っていることとやろうとしていることが、ちょっと矛盾しているのかなというふうにも取れますし、多分、大体皆さん65歳まで延長になった場合には、なかなかもうその場で、それ以降は辞めていく方も多いのかなというふうにも思うのですが、運営上支障がきたす場合ということでございますけれども、ちょっとその辺、65歳過ぎた方にまたお力を借りるというのが本当にいいことなのかどうか。

ちょっと私はその辺疑問に思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご指摘のとおりだというふうに思います。

地方公務員法の改正、基本的に国家公務員もそうですけれども、国家公務員の改正が行われたときに、それに合うような形で地方公務員法も改正されています。

本村としては、うちに適用ありなしのことではなくて、条例の改正については、基本的に地公法に基づいて改正しようということでありますから、これを定めたことで、言ってみればこれをすぐにこのとおりに特例運用をかけようという気持ちを持ってのことではございません。

それが先ほどの総務課長からの答弁だというふうに思います。

ただ、新陳代謝のことについては、議員おっしゃるとおり、まさにそのとおりで、恐らくお気づきのことだと思いますけれども、階段状に経過措置上、定年が引き上がっていくと。

ということは、定年退職者がいない年があると。

中途退職の場合は別ですけど。

今でしたら60歳に到達したら定年退職。

それが2年に1回ですから、間の年は、その狭間にはまった年については定年退職者が実在しないことになります。中途を除けば。

となると、その年は、その年の前年度は採用しなくてもいいのかということも起こり得るわけです。

退職者がいないわけですから。

その次の年にしかいないわけで、ただ、これは本当に年齢の狭間の年を当然生んでしまいますし、その年度に大学なり高校なりを卒業しようとする生徒がもう1年待たないと、市町村役場、採用できないわけです。

そんなことはあってはならないというのが基本的な考えでございます。

きちんと、毎年のように必要数を採用しながら、それは前採りという部分もあるかもしれませんが、そういう採用に仕方をする中で、職員の新陳代謝はしっかりと図っていくというふうに考えているところでございます。

安易にこの特例制度を運用しようというふうに腹を持っているわけではないということだけは、ここで回答したいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 理解はいたしましたけれども、そういった65歳以降の方に頼る状態ではなくて、やっぱり早め早めに下の方を育てていくというような形で、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私の方からは、今、全般的な給与の関係で、制度改正ということの説明を受けました。

全体を通して見てあるいは聞く中で、早期退職勧奨制度というものが、これとの関連はご説明がなかったと思いますが、これらに向けてはどのようなご配慮がされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 勧奨制度につきましては、55歳を超えますと勧奨退職はできますので、そちらの規定につきましては、そのまま生きているかと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それではほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、時間、１２時でございますので、休憩をしたいと思います。

午後１時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 ０時５９分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議に入らせていただきます。

先ほど、議案第７４号から第８３号までの質疑終わりますということになったのですが、中道課長より、午前中の補足説明で、議案第８２号及び８３号の説明が抜けていたとのことで説明をさせていただきたいということと、船田議員の質疑に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいということです。

もし、質疑があれば、また質疑を再開したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、中道総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中道真也君） 先に、先ほど、船田議員からご質問にありました勸奨退職の年齢についてでございます。

私の答弁の中で５５歳とお答えしましたが、正しくは５０歳以上５９歳以下が勸奨退職の対象となりますので、６０歳以後につきましては、定年退職の扱いになるということでございます。

規定の改正も特にしておりませんので、現行通りということになります。

以上でございます。

引き続きまして、議案８２号、８３号についてご説明を申し上げます。

説明が漏れておりまして申し訳ございませんでした。

それでは、次に、黒ナンバーの５番、議案の４２ページの方をお開きをいただきたいと思います。

中札内村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、条例の制定の趣旨についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢期の職員が働きやすい職場環境を整備するため、加齢による諸事情への対応、地域ボランティアなどの地域貢献等を考慮し、定年退職前に先行的に休業の取得ができるよう制度を新設するものです。

第１条では、条例の趣旨を、第２条では、高齢者部分休業を１週間当たりの通常勤務時間の２分の１を超えない範囲と定めております。

また、第３条では、部分休業中の給与については無給となることから、算定方法を規定しております。

第４条では、承認の取消し又は休業時間の短縮について、第５条では、部分休業時間の延長について規定しております。

附則として、この条例は令和５年４月１日から施行しようとするものです。

最後になります。

４４ページをお開きください。

議案第 8 3 号、中札内村職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてですが、地方公務員法の一部改正に伴い、定年が延長されることから、再任用に関する定めを廃止し、条例を廃止する必要があるため、制定しようとするものです。

なお、附則として、この条例の施行は令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、ただいま説明をしていただきました議案第 8 2 号、8 3 号に対して質疑はございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 7 4 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 4 号、中札内村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 5 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 6 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 6 号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。
議案第 77 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 77 号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 78 号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

議案第 79 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 79 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

議案第 80 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 80 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第81号、中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第82号、中札内村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第83号、中札内村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第84号 財産の処分の変更について

○議長（中井康雄君） 日程第24、議案第84号、財産の処分の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本年９月定例会において議決を経た村有林立木の財産の処分について、伐採前の現場確認において、伐採予定林班に私有林が含まれていたことから、私有林を除くため売払い材積の変更を行い、合わせて売却金額を変更しようとするものであります。

本来、設計前の立木調査時点で確認を行うべき案件であり、売却金額の変更に至ったことに対してお詫びを申し上げますとともに、今後、このことが無いよう再発防止の徹底に努めてまいります。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、議案第８４号、財産の処分の変更について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー５番、議案４５ページ、併せて、黒ナンバー１１番、議案関係資料の４６ページ及び４７ページをお開きください。

本業務につきましては、９月定例会議決後、９月２０日より業務の取り進めを行い、興和地区の１－６８林小班、０．４６ヘクタールについて、畑際２列の皆伐を予定していたところですが、１１月２日、伐採前の現地確認において、畑際１列のカラムツが隣接農家所有の個人耕地防風林であることが判明し、村の林地台帳にも、この林小班にはカラムツの植樹記録がないことを確認したところ です。

これを受けて、１－６８林小班について、伐採を予定していた個人所有のカラムツ及びカラムツの２列目にあるチョウセンゴヨウの伐採を取りやめるため、売払い材積の変更を行い、森林組合との契約金額の変更を行うため、財産の処分の変更について、議案の提案を行うとするものです。

なお、変更後の契約金額は、現契約から７４万４，７００円減の９１９万９，３００円で契約を締結しようとするものです。

村所有の防風保安林と個人所有の耕地防風林が隣接している状態とはいえ、確認のミス等により、契約金額の変更を招いたことに対しまして、お詫びいたしますとともに、今後、このようなことがないよう確認作業の徹底に努めてまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、議案第８４号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番北嶋議員。

○５番（北嶋信昭君） 今ありましたけれども、この入札というのは、木が全部切らないうちに入札しているのですよね。

こういう入札ってあるのですかね。

原木の現状も見ないで、これをどういう形の中で入札するのですかね。

それからもう一つは、これ個人の家の木だから切らないで良かったのだけでも、切ってしまったらどうしたのと。

ここまでするためにどんな経過の中でこうなったのか。

それから、責任というのはあるのかないのか。

それを聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、入札の形態でございます。

入札の形態につきましては、基本的に皆伐の前に、立木調査というのを行っています。
こちらの方については、皆伐予定地区でどれぐらいの本数を伐採するかというのを調査する形になります。

基本的には、その調査結果に基づいて、村の方で設計書を作りまして、その設計書に基づいて入札をしているという形です。

今回、その立木調査の時点で、林地台帳との確認、あるいはそういったところが行われなかったという点が、今回の契約変更を招いてしまったということもございます。

この部分については、先ほども補足説明で申し上げましたが、設計の段階で、きちっと現場確認と林地台帳との確認、そういったところはきちっと今後取り進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の部分でございます。

2点目の部分につきましては、今回、伐採前の現地確認において、当然畑に隣接しているということもございますので、畑の地権者の方とその際に打合せをさせていただいて、その際に、これは個人所有の耕地防風林ですということがわかった次第です。

所有者の方にもその場ではお話しまして、今回、村の方では切らないということでは、その場では理解していただいたところですけども、今後に向けてですけども、この部分については、当然畑際に隣接している部分につきましては、設計段階で当然、隣接地権者の方とやはり事前に協議すべきかなというふうにも考えておりますので、今後は、来年度以降、同じようにこの後、村の皆伐というのをやっていきますけども、その際に、隣接している場所等がございましたら、その段階で、やはり隣接している地権者の方とも十分協議をしながら取り進めを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） もし仮に伐採をしていたらという質問ございました。

私の方から、考え方について説明をさせていただきたいと思いますが、当然、伐採をしてしまえば誤伐ということですから、村の木でないものを誤って伐採してしまったということになりますから、当然、賠償問題に発展するというふうに思います。

そうなれば、具体的にそこまで調べてはいませんが、刑事責任ですとか法的な措置が必要かどうかというところまで発展する可能性があったと。

十分大きな、村としての瑕疵があるのだということは十分認識しておりますし、先ほどご説明させていただいたとおり、当然、事前の確認、これは地権者含めて、そういった調査をすることを徹底してまいりたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） わかったんですけども、入札の方法というのはちょっと自分勉強不足で、本来であれば現物を見ながら、その場所において入札をするというのが一般的なものだと思ったものですから、そんなこともあると。

今、最後の2点目は、山崎副村長の方から説明ありましたが、やはりこれはこういう問題起きたときには、副村長の言うように、かなり責任問題、弁償すればいいという問題ではないので、やっぱりこれから職員のいろんな面において、やっぱりそういう間違いとか、いろんな手違いとかって起きるので。

やっぱりそのときにはしっかり頑張ってやってもらわなければいけないけども、一つ自分の考えで言えば、責任問題というのは表に出してほしいなという部分もありますので、それだけは責任を持って仕事をしていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。
では、これで質疑を終わります。
議案第 84 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第 84 号、財産の処分の変更についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 85 号 堆肥化処理関連施設に係る指定管理者の指定について

○議長(中井康雄君) 日程第 25、議案第 85 号、堆肥化処理関連施設に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、堆肥化処理関連施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提案するものであります。
詳細について、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明申し上げます。
黒ナンバー 5 番、議案 46 ページをお開きください。

議案第 85 号、堆肥化処理関連施設の指定管理については、南十勝農産加工農業協同組合連合会に、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間で指定するものであります。

堆肥化処理関連施設につきましては、南十勝合理化でん粉工場から排出されるデカンタ汁液等の処理、有機質資源を回収する施設になりますが、指定します南十勝農産加工農業協同組合連合会は、平成 18 年 4 月から堆肥化処理関連施設の管理を受託し、各施設、各機械の適正な運用知識、技能、能力を有していること。

また、施設敷地も同連合会の工場敷地内に設置しており、施設の利用目的から、利用者が南工連に限定されることから、引き続き、公募によらないで選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。
議案第 85 号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
議案第 85 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
議案第 85 号、堆肥化処理関連施設に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 26 議案第 86 号 令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 27 議案第 87 号 令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 28 議案第 88 号 令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
- ◎日程第 29 議案第 89 号 令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長(中井康雄君) この際、日程第 26、議案第 86 号、令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について、日程第 27、議案第 87 号、令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第 28、議案第 88 号、令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について、日程第 29、議案第 89 号、令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についての 4 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 6,099 万 2,000 円を追加し、総額を 6 億 5,022 万 4,000 円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 1,200 万円を追加し、総額を 3 億 4,644 万 3,000 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきまして、支出に 7 万 3,000 円を追加したものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的収入及び支出につきまして、支出に 5 万 3,000 円を追加したものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出に 2 億 5,900 万円を追加したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第 86 号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 7 番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に係りのある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同

様の説明を省略させていただきます。

また、概ね100万円以上の増額補正、減額補正についてご説明を申し上げます。

最初に、総体的な事項といたしまして、先ほど、条例改正において決定いただきました議員報酬、村長等の給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について、説明をさせていただきます。

まず、45ページをお開きください。

1、特別職の表、下段、比較の欄をご覧ください。

長等の欄、期末手当20万9,000円の追加は、0.1カ月分引き上げによるものです。

議員の欄、期末手当17万6,000円の追加も同様の理由となっております。

次に、46ページをご覧ください。

一般職に係る給与費明細書がありますが、扶養手当、時間外勤務手当、住居手当、児童手当、寒冷地手当、共済費などの増減、さらには、人事院勧告に伴うベースアップ分、勤勉手当0.1カ月分の引き上げ、職員2名の退職による調整等を行っております。

また、47ページ及び48ページに会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員別のそれぞれの明細を添付しております。

さらに一般職の具体的な増減の明細につきましては、次の49ページに、給料及び職員手当それぞれの増減分として記載をしております。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、3会計の人件費に係る部分につきましても、給与改定、勤勉手当の引き上げ等によるものでありますので、人件費に係る補足説明は省略させていただきます。

次に、各施設管理における共通事項について、ご説明いたします。

本年度は、原油価格の高騰等による燃料価格の急激な高騰や、電気料金の値上げなどが行われていることから、本村の公共施設における燃料費では、保健センター、火葬場、村民体育館、村民プール、屋内多目的運動施設、文化創造センター、各学校などの燃料費及び指定管理施設の交流の杜、上札内交流館の燃料費に係る分で、委託料の追加がございます。

当初予算は、A重油4キロリットル以上であれば90円の単価で予算計上をしておりますが、現在は121円ほどとなっており、31円の単価増額となっております。

燃料費合計の補正額は13施設で1,478万円余りを追加しております。

また、公共施設における電気料では、役場庁舎、児童館、保健センター、村民体育館、村民プール、文化創造センター、中札内小学校、中札内中学校などの電気料及び指定管理施設の交流の杜、上札内交流館の電気料に係る分で、委託料の追加がございます。

電気料合計の補正額は、10施設で1,164万円余りを追加いたします。

なお、簡易水道会計、公共下水道会計においても、電気料を追加しておりますので、電気料に係る補足説明は省略させていただきます。

一般会計における光熱水費の合計は、燃料費、電気料を合わせまして2,642万円で、全会計で2,901万円余りの追加をいたします。

次に、16ページをお開きをいただきたいと思います。

歳出の説明になります。

上段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、郵便料100万円の追加は、当初予算において、コロナウイルス感染症の落ち着いたのを見込み、令和3年度決算ベースでの予算計上をしておりましたが、前年実績以上の支出が見込まれることから、追加をしようとするものであります。

次に、18ページをご覧ください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄上段、ふるさと納税費3億2,796万1,000円の追加は、当初予算では、ふるさと応援寄附金額を8億円と見込み予算計上しておりましたが、11月末現在で約8億円となったことから、本年度のふるさと応援寄附額の見込みを前年実績からの推算により、13億円程度を見込めることから、諸経費となる一般事務の報酬、返礼品に係る報償費、消耗品等の需用費、郵便料や運搬料等の役務費、委託料、使用料及び賃借料を追加しようとするものであります。

今回、寄附総額5億円の追加に際しましては、特別寄附金1億5,010万5,000円のうち、1億5,000万円をふるさと納税分として追加し、ふるさと活性化基金、豊かな環境等創成基金、福祉基金、食と農業農村振興基金、教育振興基金、5つの基金へ寄附者の使用指定の割合に応じまして、それぞれ積み立てを行うとともに、未確定であるクラウドファンディング補助金分を除きまして、一般寄附金3億2,800万円を追加しております。

次に、20ページをお開きください。

2款総務費、5項選挙費、2目参議院議員選挙費、説明欄中段、参議院議員選挙費138万5,000円の減額は、選挙の執行残について減額するもので、特定財源として、参議院議員選挙委託金についても、交付見込額に基づき減額しようとするものです。

次に、22ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、高齢者生活支援給付費139万2,000円の追加は、原油価格・物価高騰の影響緩和を行う市町村の取組みに対する支援として、北海道が令和4年度限りの措置として、低所得者の高齢者及び障がい者世帯を対象に、9月補正により、1世帯当たり1万2,000円の現金給付を行うため、予算措置をしておりましたが、今回、対象世帯の増加に伴い追加をしようとするものです。

次に、24ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目社会福祉医療費、説明欄中段、公費別重度心身障害者医療費262万7,000円の追加は、非課税世帯の相対増など10月までの実績増により追加しようとするものであります。

次に、28ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄上段、扶助費、伴走型相談支援事業費330万円の追加は、国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策として創設された事業で、すべての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施するため、妊娠届時に5万円、出生届時に5万円をそれぞれ交付するため、追加をしようとするものです。

なお、特定財源として、国の出産・子育て応援交付金3分の2を、同じく、道交付金を6分の1見込んでおります。

次に、29ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄中段、オミクロン株対応ワクチン接種体制確保委託165万8,000円の追加は、接種期間が3月31日までに延長され、オミクロン株対応ワクチン、乳幼児接種ワクチンを実施することとなったため、光熱費や除雪費など、診療所体制確保のための費用を追加しようとするものです。

次に、30ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄上段、し尿収集処理委託145万8,000円の追加は、収集見込量の増加に伴い追加しようとするものです。

なお、特定財源として、し尿廃棄物処理手数料を113万4,000円を充当しております。

次に32ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄中段、堆肥化処理施設舗装補修工事70万74,000円の減額は、工事完了による請負残による減となっております。

次に、33ページをお開きください。

6款農林業費、3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄中段、飼料価格高騰等緊急対策支援金1,860万円の追加は、国の飼料価格高騰緊急対策の対象等に、直近の酪農情勢を踏まえ、村単独事業として、経産牛1頭当たり5,000円を交付するため、費用を追加しようとするものです。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金の一部を充当しようとするものです。

また、支援金の詳細につきましては、黒ナンバー11番、議案関係資料48ページに資料をお付けしておりますので、ご参照をください。

次に、補正予算書に戻っていただきまして、その下段、6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄中段、修繕料118万7,000円の追加は、牧場ロールベアラーのコンピュータ機器故障による修繕のため追加しようとするものです。

なお、特定財源として、食と農業農村振興基金を100万円充当しようとするものです。

次に、35ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄上段、運送事業者臨時支援金60万62,000円は、燃料価格高騰等の影響を受けている村内運送事業者に対して、安定的な物流の維持確保を図るため、臨時的な支援として、北海道の支援基準額である2倍の額を村単独事業として実施するもので、事業用自動車1台につき5万4,000円、被牽引車にあつては、1台当たり2万2,000円を支援するため追加しようとするものです。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金を同額充当しようとするものです。

また、支援金の詳細につきましては、黒ナンバー11番、議案関係資料の49ページに詳細を記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

次に、補正予算書に戻っていただきまして、その下段、3目観光費、説明欄下段、スノーアート事業補助金450万円の追加は、観光協会主催により2年ぶり3回目となるイベントに対する助成のため追加をしようとするものです。

次に、36ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、説明欄下段、除雪センター車庫重量シャッター更新工事173万円の減額は、契約額確定による請負残を減額しようとするものです。

なお、特定財源として、除雪センター長寿命化事業債160万円を減額しようとするものです。

次に、39ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄下段、村有住宅改修工事66万9,000円の追加は、上札内東団地の1戸について、公営住宅の用途廃止をし、村有住宅として改修費用を追加しようとするものです。

次に、その下段、大学生等生活支援臨時交付金650万円の追加は、新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇等により、経済的影響を受けている大学生等の生活を支援するため、臨時給付金として、大学生等1人につき5万円を交付するため追加しようとするも

のです。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金を同額追加しようとするものです。

なお、黒ナンバー１１番、議案関係資料５０ページに詳細が記載しておりますので、こちらでもご参照いただきたいと思います。

次に、補正予算書４０ページをお開きください。

１０款教育費、２項学校給食共同調理場費、１目管理費、説明欄下段、修繕料１１１万１,０００円の追加は、暖房配管修繕及び床下蒸気配管の修繕によるものです。

次に、歳入の補正をご説明させていただきます。

戻っていただきまして、１０ページをお開きください。

１０款地方交付税、１項、１目地方交付税、説明欄上段、普通交付税４,７３０万円の追加は、歳出との財源調整によるものであります。

次に、１１ページをご覧ください。

１５款道支出金、２項道補助金、１目総務費補助金、説明欄、地域づくり総合交付金１億４０万円の追加は、鉄道記念公園施設改修工事及び生ごみ処理施設新設、防災備蓄品、備品購入に対する道からの交付金の内示があったことから、今回、補正しようとするものです。

次に、１３ページをお開きください。

１８款繰入金、１項基金繰入金、３目公共施設等整備基金繰入金７４０万円の減額は、堆肥化处理施設舗装補修工事及び児童館給油設備改修工事並びに文化センターホールステージ床改修工事の事業費確定により減額しようとするものです。

次に、その下段、５目豊かな環境等創成基金繰入金３,８７０万６,０００円の減額は、生ごみ処理施設新設等の事業費確定により減額しようとするものです。

次に、１４ページをお開きください。

１９款繰越金、１項、１目繰越金１,３７３万４,０００円の追加は、財源調整のため、繰越金の財源留保分全額を追加しようとするものです。

次に、戻っていただきまして、６ページをお開きください。

第２表の債務負担行為補正であります。中札内村農業協同組合が導入を予定しておりました枝豆ハーベスターの令和５年度導入に向けて、令和４年度当初予算において債務負担行為限度額を３,０００万円で設定をしておりましたが、導入金額の確定により、限度額を４,５００万円に変更をしようとするものであります。

最後になります。

７ページをお開きください。

第３表、地方債補正は、除雪センター長寿命化事業について、事業費確定に伴い、限度額を変更するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー８番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、８ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、財源となる歳入の調整額も一部補足しますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

ページ上段、２款保険給付費、１項、１目介護サービス等諸費、説明欄１８９万円の増額

は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、福祉用具購入の利用件数の増加により15万円を追加するほか、介護予防サービス等給付費は、訪問、通所リハビリ、福祉用具購入等の利用件数の増により174万円を増額するものです。

この給付費に係る財源につきましては、ページ中列、国庫支出金の合計額で37万8,000円余り、道支出金で31万1,000円、一般会計繰入金で23万6,000円、支払基金交付金は51万円となっております。

ページ下段、4款地域支援事業費、1項、1目一般管理費の増額は、先ほど説明がありました給与改定に伴うもので、歳入側の一般会計繰入金を合わせて増額しております。

次に、9ページ、中段、2項、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、負担金補助及び交付金117万7,000円の増額は、要支援の方を対象とする訪問介護、通所介護等の利用件数の増加に伴うものです。

戻りまして、歳入6ページをお開きください。

ページ上段、2款国庫支出金以下、補正額につきましては、歳出側の介護給付費の増額に対し、それぞれ規定の負担割合で収入見込額を計上しております。

次に、7ページ、中段、7款繰越金は、歳入の不足額を補うため、161万2,000円を追加し、介護保険会計全体の財源調整を行っております。

以上で補足説明終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算について、補正予算書により説明させていただきます。

黒ナンバー9番、簡易水道事業会計補正予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は総則、第2条につきましては収益的収入及び支出の補正、第3条につきましては議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正を定めております。

2ページをお開きください。

最初に、10目原水及び浄水費146万3,000円の追加です。

人件費を除きまして、主な補正の内訳であります。南札内浄水場における電気料値上げに伴う62万5,000円の追加、局地的な豪雨等の影響により、原水の高濁度を処理するための凝集剤の購入といたしまして、薬品費36万5,000円の追加、そのほか、補修点検等の委託料の確定による減額を行っております。

次に、11目配水及び給水費77万1,000円の減額は、低区配水池における電気料の値上げに伴う4万円の追加、水道メーター購入に対して、単価見積合わせの執行に伴う79万7,000円の減額、そのほか、保守点検等の委託料確定による減額を行っております。

次に、12目営農用水管理費14万円の追加につきましては、中島浄水場及び高区配水池における電気料の値上げに伴う39万6,000円の追加、そのほか、保守点検等の委託料の確定による減額を行っております。

次に、13目総係費5万9,000円の減額につきましては、人件費を除き、施設管理用備品の購入及び委託料の確定によるものでございます。

続きまして、3ページから8ページまで、給与費明細書、9ページには、補正予算キャッシュフロー計算書、10ページ及び11ページには、補正予算予定貸借対照表を記載してい

るとともに、12ページ及び13ページには、先ほど説明申し上げました補正予算に係る内訳を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で簡易水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、次に、公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、公共下水道事業会計の補正につきましては、補正予算書に説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、公共下水道事業会計補正予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから順次ご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は総則、第2条につきましては収益的収入及び支出の補正、第3条につきましては資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては議会の議決を得なければ流用できない経費の補正を定めております。

2ページをお開きください。

補正予算実施計画になります。

収益的収入及び支出の支出でありますけども、1款公共下水道事業費用、1項営業費用、10目処理場費503万4,000円の追加につきましては、浄化センターへの流入水のBOD値について、少しずつ水質改善がされてきているため、当初見込んでおりました汚泥搬出を上回って活性汚泥を多く引き抜いて、微生物等のバランス調整を行うもので、350万8,000円を追加するとともに、浄化センターにおける電気料の値上げに伴う152万6,000円を追加するものでございます。

次に、12目総係費30万2,000円の追加は、人件費を除き、旅費、委託料及び手数料の確定による減額を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります、1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、11目処理場建設改良費259万円の追加は、世界情勢を踏まえ、資機材の高騰及び納入の遅延等を勘案して、今後予定している汚泥処理コントロールセンタの更新工事に係る見積もり委託を取り進めるものでございます。

続きまして、4ページ及び5ページにつきましては、給与費明細書、さらに6ページには、補正予算キャッシュフロー計算書、7ページ及び8ページには、補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、9ページ及び10ページには、先ほど説明申し上げました補正予算に係る内訳を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で公共下水道事業会計の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後2時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

それでは、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議案第86号から議案第89号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番木村議員。

○1番（木村優子君） それでは、幾つか質問をさせていただきます。

一般会計補正予算書28ページ、扶助費、伴走型相談支援事業費についてお伺いをまずさせていただきます。

先ほど、総務課長さんからのお話ですと、国が新しく新設した事業で、それに伴って、切れ目ない子育て環境を、妊婦時からですね、産後までの切れ目ない子育て支援ということで、交付金を用意するというお話だったと思います。

妊娠時に5万円、出産時に5万円ということで、330万円上がっていますので、単純に割り返すと33名分という感じで、ちょっと単純に計算したところなのですがけれども、ちょっとこれも新しい事業なので、私もちょっと調べたら、ちょっとよく理解が難しかったのですよね。

その伴走型ということで、面談を細かくしながら支援をしていくのと、プラス経済的支援と一緒にするというので、今回交付金だということだと思うのですがけれども、村では、一応妊娠されて出産後にも出産祝金というものを交付をしておりますので、この辺の取扱いといいますか、単純に今の伴走型の方の交付金にプラスして出産祝金も出産後いただけるという考え方でいいのかということと、あと、事業の内容も、もともと村が取り組んでいるものもたくさんありまして、そことの整合性といいますか、そういうものはどのように考えておられるのかというものをちょっと確認したいと思います。

あと、続きまして、35ページ、商工観光費、スノーアート事業補助金についてお伺いします。

例年、道の地域づくり総合交付金を利用して実施されているかと思うのですがけれども、今、イベントは通常に段々近い形で実施されていますので、去年中止されているいろいろ代替の企画なんかもされたと思うのですがけれども、今回予定されている事業内容、どういう計画かというところの確認をさせていただきたいと思います。

あともう1点、41ページ、学校給食業務費の賄材料費についてお伺いいたします。

本村ではすでに、今年度4月の時点で学校給食支援事業ということで、本来であれば給食負担金の増額分を村が負担するというので負担していただいておりますので、その部分に関してはとても保護者の方も感謝しているところなのですが、今回の増額分というのは、今般の物価高騰で賄材料費がやはり上がっている分のその部分の上乗せの分を補正予算でご負担いただいているのかなと思うのですがけれども、自治体によっては、給食費を、例えば、時限で11月から3月まで、物価対策として無償化しているというところも報道にあったのも記憶に新しいところなのですがけれども、本村としてはそういう取組みを今のところご予定されているのかどうかということと、あと、来年度に向けて、やはりもう少しやっぱ物価が上がって、このままだとまた給食費の負担分が増えるのかなというふうにちょっと想定もされるのですがけれども、その辺を今後どういうふうに取り組むというか、どうされる予定なのか。

何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、今、木村議員からご質問がありました伴走型相談

支援事業について、少しご説明をしたいと思います。

議員がおっしゃられましたとおり、国の第2次補正予算の中で事業検討がされて下りてきたものになります。

まず、1点目の出産祝金の関係ですけれども、これ自体は子育て支援のために使っていたきたいということで寄附もいただいている財源も活用して、今継続しているところですので、このまま継続というふうに考えております。

出生後6カ月経った時点でお渡しをするようなものになる。出産祝金はそのようなものになります。

今回、出産子育て応援交付金という形の交付金の事業になりますけれども、伴走型相談支援事業と、出産子育て応援ギフトという形で、給付金を給付するような2本立ての事業になっております。

伴走型相談支援事業というのは、支援というのは、妊娠届出が自治体にされた際に面談を行って、状況を把握すると同時に、相談を受けたりもしますけれども、このときに申請書をいただいて、まずは妊娠届と同時に出産応援ギフトとして5万円分を支給するという形になります。

相談支援事業の2つ目としては、妊娠8カ月前後ぐらいに面談ですとか、こちらは希望者になりますけれども、面談をするような形で、3つ目は出生届、赤ちゃんが生まれてから訪問をするまでの割と早い時期に面談をして、出生届後の子育て応援ギフトという形で今度また5万円の申請をいただいて支給するというような事業内容になっています。

身近な場所で相談に応じて、伴走型の相談支援を行い、それと経済的な支援を一体的に行うことで、しっかり事業に結び付けていくといえますか、確実に対象者にお届けし、相談も支援も行っていけるというところを目指したような事業になっております。

今、村で実施をしようとしている内容としましては、令和4年4月以降に出産された方から対象にしようというふうに考えております。

すでに出産された方につきましては、妊娠時と、あと出産後の合わせた10万円を支給するような形ですし、今、妊娠届が出されていて、これから出産を予定されている方につきましては、個別のご連絡をして、どういう形で、まとめて給付をするのかとか、そこら辺を調整するような予定でおります。

この後、妊娠届出が出される方については、妊娠届出時とあと生まれたときということで、年度をまたぐような形にはなろうかと思います。

それで、ある程度今出生届が出ておりますので、対象者をある程度想定をして、予算額335万円を計上しております。

スケジュール的なものですが、これから要綱等が下りてきて、事業検討していく予定ではございますけれども、予定としましては、1月下旬ごろに個別にご案内ができればいいかなと思います。

2月上旬に申請書の提出、下旬より指定口座に振込ということで、スケジュール的にはそのように考えているところでございます。

事業との整合性ですが、子育て世帯包括支援センターですとか、母子保健事業の中で、もともと妊娠届出の際にはしっかり面接を行ったり、あと、妊婦検診の受診券を前期分と後期分に分けて、あえて妊婦の皆さまと会える機会を確保しながら、また、赤ちゃんが生まれた際には、なるべく早く訪問をして、お母さんとお子さんの様子を確認してというようなことはもともとやってきておりますので、伴走型の支援、もともとやっているところに給付金の事業を併せて実施していくというような形で行っていきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方からスノーアート事業の概要について説明をさせていただきます。

スノーアート事業につきましては、一昨年は規模を縮小しましたし、昨年度は中止して代替企画を実施したところでありますが、今年度につきましては、ある程度行動規制もないということもありまして、現段階では、1回目に実施したやり方をベースにして企画をしているところです。

現段階の予定としましては、2月の12日の日曜日に札内川総合運動公園を使って、今回、スノーアートの制作とイベントを開催したいというふうに思っております。

現段階で考えている、企画しているイベントとしましては、第1回目のときに農協青年部さんのご協力をいただきまして、トラクターの体験試乗会等もございました。

こちらの方も今回はぜひ実施したいというふうに、今動いております。

また、スノーシュー体験や熱気球の搭乗体験、また、新たな今企画として、中札内高等養護学校さんの協力のもと、子どもたちが遊べる雪の迷路、そういったものも作れないかというのをちょっと企画しているところです。

ある程度、この後詳細は決めていく形にはなりますけど、現段階ではそういった、まず1回目の規模をベースにした企画を考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 給食費に関わってなのですけれども、管内では木村議員さんがおっしゃったように、期間限定で3カ月無償にするとか、あとは、違う町村では、保護者の負担増という町村も管内ではあります。

本村といたしましては、物価高騰分について、当面は村が補助していく予定でおります。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

まず、伴走型相談支援事業については、今までいろいろ取組んでいただいていた子育て支援がさらに手厚く交付金も出るということで、もっともっと今までよりも充実していくのかなというそういうイメージで捉えました。

この中に、なるべくその面談でということで、実際、先ほどもなるべくどこかの時点できちんとお会いして、直接面談できるという機会を作っているという、そういう工夫がされているということだったのですけれども、昨今のコロナの関係で、例えば、SNSを使ったり、オンラインを利用してというようなものも推奨するというような書き方もされているのですけれども、うちの村ではその辺りの取組みはどうなっているのかというのを一つ確認したいと思います。

スノーアート事業補助金については、今まで通り地域づくり総合交付金を利用して、そのまま実施をするということの理解でよかったでしょうか。

イベントも今、企画されている内容をお聞きしますと、本当に実現すると楽しそうだなと思いますので、なるべく実施できることをお祈りしております。

給食費の賄材料費については、物価高騰分は当面村の方でご負担いただけるということでお話いただきましたので、保護者の方は大半安心はされるかなと思います。

ですので、相談型の部分だけでもう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） オンラインを使った面談というか相談については、まだそれ

は実施している段階ではございません。

ですが、コロナのワクチンの予約等々でLINEを活用した予約なども取組む中で、母子保健事業のその周知ですとか、あと、出席欠席の報告をLINEを通じて行ってもらおうというようなこと今やり始めています。

やはりLINEで自分の都合のいいときに返事をしたりだとか、そういうことというのは、とてもやりやすいのかなということで、割と早い時期に返事がいただけるということもあります。

まだオンラインを使つての面談はちょっとやれていないのですけれども、少しずつそういうものを使ったもので、何か事業に活用できるようなものがないかは、この後も検討していきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず、11ページの地域づくり総合交付金、先ほど、総務課長の補足説明でもあったとおり、道からの内示を受けたと、こういう報告がございました。

いずれにしても、この地域づくり交付金ということで、財源処置ですか、多額の1億40万円が内示があったということで素晴らしいことだなというふうに私は理解をいたしております。

それで、その内訳として、鉄道記念公園と生ごみ処理機ということですが、その中身について、ちょっとお聞きをしたいのですが、まず、30ページの財源内訳にあります地域づくり総合交付金3,870万円ということで、これについては、生ごみ処理機の装置と建物と、あと、設計代ということで、3つ合わせると9,802万1,000円という、ちょっと調べたら事業費になるのですよね。

聞きたいのは、そのまるまるこの事業費がその交付金の対象事業費になったのかどうか。

基本は交付率2分の1ということでありまして、結果的に何パーセントが内示にあったのか。

その辺の中身について教えていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、鉄道記念公園の改修工事ということで、36ページにありますけれども、これが6,130万円ということで、交付金の内示を受けたということですが、調べてみると、変更後、1億8,870万円ぐらいが事業費で出てきているわけなのですが、これも同じように、全体が交付、事業費が交付金の対象になったのかどうか。

その内数とすれば、2分の1以内ですから、何パーセントぐらいの交付率で内示があったのか。

その辺をお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、もう1点は、資料でありますとおり、48ページの飼料価格高騰等緊急対策支援金の関係、資料48ページに出ておりまして、おおよそ書いてある中身については理解ができて、最終的に1,860万円になったということについては理解をいたしますけれども、それで、新聞報道等ですか、最近特に言われているように、飼料、燃料の高騰と生産調整ということで、酪農家については存続の危機に直面しているというこんな大きな文字で言われていますよね。

それで、ちょっと調べてみると、国はほかの都道府県と北海道と違うようですが、北海道は経産牛1頭当たり7,200円の支援をしようと。

さらには、配合飼料価格高騰緊急特別対策というものが何かあるようなのですよね。

これについては、トン当たり6,750円を支援しようというものを参考にして、恐らく村は、これ経産牛だと思うのですが、1頭当たり5,000円を支援しようと、こういうことで私も理解するのですが、だとすれば、ほかの町村もやっているように、JAあたりと連携を取る中で、この1頭当たり5,000円というものを決めたのかなというふうに理解をいたしまして、逆にJAあたりは、それらの支援についてはどのような状況になっているのかなということで教えていただきたいというふうに思います。

それと、これについては非常に難しいと思うのですが、わかる範囲内でいいのですが、それら併せて、現状として影響を受ける分の国と町村、今申し上げたとおり、支援金があるのですが、何割ぐらいが補填されるのかなということでちょっと気になるものですから、きちとした数字は出ないと思うのですが、かなりの部分のこういう一部についてという、そういうものがわかれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、資料の49ページ、予算書の35ページの上段の部分も、運送事業者臨時交付金、支援金ですか、606万2,000円ということで、これについても記載のとおり読んでいきますと理解できるのですが、ちょっと被牽引車というのはどんな車を言うのかなと思って、単純的にわからないものですから、その辺を教えていただきたいのと、これについても燃料は高騰しているということで、こういう支援をするのですが、こういう影響を受けている燃料価格の分の、これも併せて何割ぐらいの負担を、支援を結果的にしようとしているのか。

その辺について教えていただきたいなという、そんなことです。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、地域づくり総合交付金について、ご説明申し上げます。

まず、鉄道記念公園周辺整備事業ですけれども、この道交付金につきましては、交付対象経費というものがございまして、当初の要望額、こちらから上げた要望額でいきますと、1億5,000万円ほどの額に対して2分の1ということで、7,510万円程度の要望としておりました。

それから、生ごみ処理施設事業につきましても、交付対象経費9,800万円程度掛ける2分の1ということで4,900万円が交付見込みでございました。

それぞれ計算しますと、実際の交付決定額は、鉄道記念公園が6,130万円、生ごみ処理施設が3,870万円ということで、約80%、こちらから申請した額の80%で交付決定が下りておりまして、ちなみに鉄道記念公園の6,130万円交付額と、生ごみ処理施設事業の3,870万円足しますとちょうど1億円ということで、一定のそういった調整がなされたものというふうに理解しております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、飼料価格高騰等緊急対策事業と輸送業者臨時支援金の関係、ご説明をさせていただければというふうに思っています。

黒田議員がおっしゃるとおり、昨今の飼料価格、燃料価格の高騰を踏まえまして、国の方では、国産総飼料利用拡大緊急酪農対策事業ということで、北海道の場合、1頭当たり7,200円の経産牛に対して補助金を出すというほか、それぞれ飼料の基金を設けて、飼料については価格調整、国、都道府県レベルでしているというところもありまして、そちらの方の基金の積増し等も今回の国の方では行っているところですが、村としましては、こう

いった情勢を鑑みまして、ある一方では、個体の販売価格というのも大きく下落している状況、あるいは、本村においても、今、生産調整、出荷調整というのが酪農家さん、入っているということも踏まえて、1頭当たり、国でいくと、都府県で1頭当たり1万円という単価ですけども、その2分の1程度、いわゆる5,000円ということで、総合的に判断して、先ほどの状況を総合的に踏まえまして、1頭当たり5,000円という単価を決めさせていただいたところでございます。

このあたりの協議につきましても、農協畜産部ともこの間も連携しながら、協議の方を進めてきています。

飼料の高騰対策あるいは、それとは別に肥料の方の高騰対策、あるいは、価格高騰対策ということで、農業をめぐる情勢というのさまざま、今なかなか厳しい情勢にあるというふう

に認識しております。

今回、酪農家の支援につきましては、村の方での施策ということで、1頭当たり5,000円という今回支援金を交付しますが、農協の方としても、次年度に向けては、例えば、肥料高騰対策なのか飼料高騰対策なのか、あるいはまた、総合的なものなのかというところはありますけども、それなりに課題として何らかの支援策は今後、やはり来年の方がかなりきつくなるというふうに見ておりますので、そういったところは、今検討に入っているのかというふうに、事前の打ち合わせではそう感じているところであります。

また、実際影響を受けていて、この支援金がどのぐらい補填されているのかというところですけども、正直言って、ちょっと酪農家さんの収入まで、どのぐらいの今回の1頭当たりの支援金、あるいは、国から基金が調整で入っている部分で、酪農家の経費が抑えられているのかというのをちょっと手持ちで具体的な資料はありませんけども、ただ、根本的にはこの支援金を支給するだけで、やはり解決する問題ではないと思っていますし、どうしても今、先ほど説明しましたとおり、生乳、牛乳については過剰になっていて、どうしても生産調整しているという部分があります。

まずこの問題がクリアしていかなければ、なかなか支援金を給付していても、やはり追いついていかないという部分もありますので、そういったところは国の情勢も今後も踏まえながら、村としても農協とかと連携しながら、酪農家さんの情勢は見ていきたいなというふうには思っておりますけども、先ほども申し上げたとおり、現段階でどのぐらい補填されているかというのは、今の段階ではちょっとわからないという状況です。

それと、輸送の関係です。

こちらの方も、まず、被牽引車の部分ですけど、被牽引車はトレーラーに引っ張られている、トレーラートラックの後ろの部分、動力のない引っ張られている部分が被牽引車ということになります。

こちらの方も、基本的には北海道が事業用自動車であれば2万7,000円、被牽引車であれば1万1,000円という単価で助成をしまして、これは管内情勢ですとかを踏まえながら、村として大体道単価の2倍で、事業用自動車あれば1台5万4,000円、被牽引車であれば2万2,000円という単価を設定しています。

どのぐらいの補填になるかというところは、こちらの方も、営業利益の、経常経費の、例えばどのぐらい補填されるのかというところまでは、現状は、そこまではちょっと把握はできてはいないですが、村内の事業所ですと、大体一応多い、車両が20台程度、20台ぐらいですかね、車両20台ぐらい所有している事業所であれば、この基準で大体、村の基準で大体100万円ちょっとぐらい。

北海道であればその半分の50万円ちょっとぐらいが支援金として、今回支給されると

いう形になるかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 影響額の方、非常に難しい質問だというふうに思うのですが、やはり酪農の関係については、存続の危機に直面しているという、重大な状況に來ているということで毎日のように報道されていますよね。

ですから、村としても農協と掛け合う中で、やっぱり実際に酪農やっている畜舎や何かもありますから、実態としてやっぱりきちっと押さえる中で、被害出る分の7割も8割もできるはずがないのですが、そういう中において、国と村がこう支援するよということはいくらかの部分だけど、1割とか2割だよというやっぱりそういう押さえをする中で、危機感を行政も覚えるというのかな、そんな格好でやっていくことが、村の第1次産業であるこの酪農分野について、やっていく必要があるのではないのかなというふうに思いますよね。

今聞くと、農協との打ち合わせもやっているけども、全体の畑作の方で来年はJAの方で面倒見てくれそうだと。

聞いていると、酪農については、とりあえず村だけの支援だよと、こんなような状況のようなのですが、農協としてもこんな形でいいのかどうかというようなことは、自分としてもちょっと理解できないところがあるのですけどね。

大抵は新聞報道を見ると、行政とJAの中で半々で受け持つ中で、こういう形で支援するよという形が出てきておりますよね。

ぜひ、そんな立場で今後も見ていく必要があるのではないのかなというふうに思うのです。

運送業の方についても、仮に、例えば、100万円の影響額があるうち、50万円ぐらいと言ったのですか。

この支援によって、支援できるだろうということの話があったのですが、これらについても、今、農協との話したようなことで、やっぱり実態をきっちり押さえる中で、それでは、こういう支援をしようというやっぱり行政の支援を私は考えていくべきではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺は掌握していったほしいなというふうに思います。

それと、もう一つ、飼料価格の関係ですが、牛のいわゆる26カ月未満の、いわゆる経産牛の前の段階の牛のことを言っているのかな。

それだとか、また、豚、鶏等の中小家畜というの、それについても飼料価格というのはかなりアップする中で、影響額があるなというふうに理解をしているというふうに思うのですが、その辺の關係に私は支援すべきだというふうに思うのですが、その關係についても、JAとの連絡はどういうふうにとって、どういう格好にしているのか。

その辺について、教えてほしいなというふうに思います。

それと、先ほどの地域づくり交付金、ちょっと読み取れなかったのですが、言い換えてみると、鉄道記念公園あるいは生ごみ処理の事業費それぞれ予算額であるのですが、それ全体が交付対象事業費というのかな、そういうことで対象になっているという理解の仕方でいいのか。

その辺再度、確認をしたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 事業費に対する割合ということでよろしいですか。

鉄道記念公園の分につきましては、補助申請している事業費につきましては1億5,044万7,000円、生ごみ処理の關係ですが、9,509万5,000円、それから、防災關係で87万5,276円ということで、それぞれの割合でいきますと、鉄道記念公園

が補助金の交付率でいきますと40.74%、生ごみ処理の関係が40.7%、それから防災関係が45.6%となっております。

○議長（中井康雄君） ちょっと休憩します。

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） すみません。

答弁いたしておりませんで申し訳ございません。

補助申請としている事業費は、対象事業費全額になっています。

それに対して、道の補助金の配分がされますので、対象経費としては、事業費全体が対象経費ということで算定の基礎となっております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、飼料価格高騰の関係ですけども、飼料価格、そして先ほども申しているとおり肥料価格も含めて、今価格高騰ということで、国・道・市町村それぞれのレベルでそれぞれの支援金を出しています。

農協とも日々その辺は調整しながら、この間をしているところですので。

今回、牛の方、酪農家さんへの緊急対策支援金を村として先行して動くというのは、先ほども話をしたとおり、出荷調整によって本村の牛の出荷量も当然調整されてきているというところもあって、その部分は先行して、今回、12月補正で計上させていただいています。

ただ、先ほど黒田議員からもありました中小家畜の問題ですとか、肥料、逆に飼料ではなくて肥料の方ですね、肥料高騰対策ですとか、そういったところはまだ課題として残っていますし、現段階でもその部分については、農協とまた調整しながらどうするかというのを検討しているところですので、次期議会といいますか、3月の議会には、その辺の支援策をきちっと提案できるよう、今現在、農協と調整を行っているというところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 3回目になるのですけども、それで、特別交付金の方については理解をいたしました。

言ってみれば事業費全体が対象になっているけども、いわゆる道の枠というのかい、その関係で事業費を一定程度絞ると、交付金も2分の1ではなく全部あげればいいけども、ほかの調整をしたら2分の1にならないよという、率がそうだよと、そういうことですね。

それと、飼料価格の高騰の関係ですけども、農家自体のこういう影響を受けるという部分では、畑作についてはまだなので、酪農の部分ですよ。

それで、畑作の肥料については、来年6月と言ったかな、6月に支払いになるので、とりあえず今年中に云々というのはいいのだということで見送られているようですけども、全員協議会のときもちょっと発言させてもらったように、農家の人も本当に正月を越すのに、来年度の農業どうするのかと、こういうことで非常に心配をされているのではないかなというふうに思うのです。

私の知る限りでは、そのときは国の補償もボヤっとしておりまして、畑作のそういう肥料の補償については、高騰分の7割を支援するという、そんな国の言い方ですよ。

その辺はある人に言わせると、全然現実の7割まで上がらない、支援の7割ですよ。

かなり抽象的な、計算式があるみたいなのですが、それからいくと7割にはならないというそんな言い方もあるのですけども、ぜひ、これについても農家心配していることなの

で、他町村の状況を見ながら、畑作の方についても当然、今回補正が出ていないから新年度にそれらの支援策が出てくると思うのですが、ぜひとも第1次産業が継続的にできるようなやっぱり補填の方法を、私もぜひ考えるべきだなというふうに、こんなふうに思っています。

それと、単年度のことばかり今言っているのですが、そのことがずっと続けば今後の農業どうするのだという大きな問題等もあるわけですね。

それは本当に、これ継続していけるのかどうかという問題ですので、行政としてもやっぱり、農業とタイアップする中で、真剣に捉えなければならない問題だなというふうに理解をいたしますので、ぜひ、精力的に取り組んでもらいたいということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いさせていただきます。

ほかに質疑ございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、黒田議員からいろいろ質問ありましたが、酪農につけ、農家関係の話なのですが、過去に同僚議員の方からそういう心配をしながら、どうするのですかということになったときに、国と道といろいろ補助体制とかいろんなものを様子を見ながら、村として考えていくということだったと思うのですよ。

今一部でそういう、一部のことで一生懸命言っておりましたけど、自分としてはやっぱり農業やっている以上は、そういう全体の中に、不公平のないように見ていただかないと、今、酪農だけ苦しいわけじゃないのですよ。

畑作だって今、肥料がものすごい高騰しておりますよね。

そんな口だけで収めれることはないのだけれども、我々希望としては、村が全体に公平になるように、国の情勢を見ながら、できないことは村でやっていただくと。

そういう前の答弁だったと思うのですよ。

あれだけこれだけということじゃなくて、ほかの農業関係でない部分もかなりマイナスになっている部分もありますし、一番困るのは、今までの短期雇用の人が段々仕事なくなってきたり、そういう人のことも全体を考えてあげないと、あれだけこれだけということはないので。

かなり村としては腰を入れて、それなりの負担と、それから協力をお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁ございますか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご指摘のとおり、今、農家さんの話を中心にまず最初にされましたけれど、現在、実際には困窮されている方はそれだけでは当然ございませんし、村としても国や道がどういう施策を打ってきて、それが長期的なものか、緊急対策的なものかというところは十分判断しなければならないと思っています。

長期的な部分に村が当然介入するということになれば、財源はある程度確保しなければ、それは現実問題できない話になってしまいますので、それが長期的な分野については、当然考え方的には国が施策として、国の施策としてやるべきことだというふうに思いますし、そこを村がフォローできるような体制が取れるかどうか。

それが一番重要なのではないかなというふうに思います。

まずそのためには、農家さんに一番近い市町村が、農家さん、つまり直接でなくてもJAさんを通してでも、十分その実態を聞いた上で、村としてその限られた財源の中で、できる

ことについては当然検討しなければならないというふうに思っているところでございます。

それが4年度の緊急的なものなのか、令和5年度の予算の中で整理をするかということ
は、今後きちんと関係団体とも協議をしながら、ヒアリングの中で、新年度予算のヒアリン
グの中である程度決めていきたいなというふうには思っているところです。

それができるかどうかというのは、その国がやる施策の中でどういうものが出てくるか。

まずそれを実態見た上でというところも、当然あろうかと思えます。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 十分わかりますし、そのようにお願いしたいと思います。

けども、やはりこういう時期であるから、詰めるものは詰めていかなくてはいけない。

簡単に200万円、300万円の金が出すというところもあるのだけど、そうで
はなくて、やっぱりある程度のものを切り詰めていて、とりあえず今の村の中の経済とい
うのは、どういうふうになっているかということを真剣に考えていただきたいと思えます。

特に農業に関しては、今年も140億円ぐらいの農業生産があると。

ここに農家個々の税金払うのと、農協が税金払うのと、これはとんでもない金が出ていく
はずです。

その辺も少し考えていただきながら、村全体に無駄なことはスリムにいくなという形
の中で進めていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

休憩をしたいと思います。

3時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議
を開きます。

それでは、ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは何点かお伺いいたします。

先ほど、私も飼料高騰対策あたり聞こうと思ったのですが、黒田議員が大体聞いてい
ただきましたので、わかった点もあります。

最後の方に黒田議員が聞いていた中小家畜への飼料高騰対策ですね。

あと、村内には肉牛屋さんもあります。

そういったところが今回は入っていないのですけれども、先ほどの課長の答弁聞いてい
ますと、そこまでは何かあまりJAさんと打合せをされていないのかなというような感じ
に受け取りました。

やはり、一番やっぱり中小家畜あたりというのも、ほとんど配合飼料で育てているよう
なものなので、かなり影響は大きいと思うのです。

ただ、私いつだかJAさん行ったときにお聞きすると、若干、例年よりも市場の販売価格
が良いというような話も聞いているので、その辺である程度助かっているのかなというふ
うには思うのですけれども、でもやはり、毎日のように配合飼料食べさせているわけです
から影響あるのかなというふうに思えます。

やっぱり肉牛屋さんあたりも、うちの村2件ほどしかないですけども、育て方違うのかもしれませんが、やっぱりかなり配合飼料に頼るところは大きいと思いますので、その辺、再度やっぱり農協さんと話を詰めて、そこへの支援というものも私はあってもいいのかなというような気もいたします。

あと、畜産の関係の飼料高騰についてはそのようなことで、中小家畜、また、肉牛等についてもちょっと考えていただきたいというふうに思います。

あと、運送業者への支援ですけども、これについて、黒ナンバー11の資料を見ますと、十勝トラック協会に登録している車というようにことが書かれております。

それである程度台数をぼったのかなというふうに思うのですけれども、そうすると、多分緑ナンバーの車しか該当にならないのかなというふうには思うのですけれども、村内の中では、機械センターですとかそういったところあたりもトラックを持って、農産物やらを運んでいる車もあるわけですけども、そういった車あたりは該当にならないのかどうなのかということを1点お聞きしたいのと、あと、運送業者さんで、重機関係を持っておられますよね。

トラックに積み込むホイールローダーですとか、バックホーですとか、そういったものの燃料も焚いているわけなのですけども、そういった重機関係あたりは全く該当にならないのか。

被牽引のトレーラーの台数が35台ほど見ているのですけれども、それがこんなにあるのかなってちょっと自分ではわからないのですけれども、その中には含まれてはいないと思いますけれども、そういった重機関係、また、機械センターあたりのトラックあたりはどうなのかということをお聞きします。

あと、今回、大学生に対しても支援が出されるわけですけども、ここもやはり、親御さんあたりも、大学生になればかなり支援金も必要になると思うので、そこへ出されることもわかるのですけれども、私、先般、9月の一般質問の中で、一般世帯へのそういった支援は考えないのかというような質問させていただきました。

その中で、答弁としては、国や道の動向を見ながら検討するというようなことであったので、それであれば、村としてはあまりそこへの支援というのはやらないのですねということもお聞きしたのであるけれども、やらないとは言っていないと。

今後、動向を見ながら検討してまいりますという答弁だったのであるけれども、私はやっぱりそこへの支援もあってもいいのではないのかなというふうに思うのですよね。

なぜ逆にそこへの支援は必要ないと考えるのかがよくわからない。

非課税世帯の方、高齢者の方、そしてまた子育て世帯の方、そういうところを重点的にやるというのはわかります。

当然だと思うのです。

だけど、今回これだけの多くのものが値上がりしている中で、やっぱりそういった一般の世帯といえましょうか、子どもが巣立っていった世帯もいるでしょうし、結婚されてまだ子どももいないご家庭もいるでしょう。

また、独身世帯の方もたくさんいます。

そういったところもやっぱり今回はかなり皆さん困っていると思うのですよね。

ですけど、うちの村としては、そこへの支援は今のところ出てきていません。

そこ、なぜされないのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方からまず1点目の飼料価格の部分です。

先ほども黒田議員の答弁のときにお答えさせていただいたとおり、まず村としましては先行して、今、酪農家の支援ということで、今回、支援金の方を計上させていただいております。

中小家畜の部分、当然、肉牛の部分も飼料が高騰しているという事実は変わらないかなというふうには思っています。

ただ、現場、JAとも協議する中では、宮部議員がおっしゃったとおり、例えば、肉豚ですとかそういった肉牛も含めてですが、市場価格の動向がやはり、ややまだ切迫していないといえますか、まだ高めで推移しているという部分もございます。

そういったところから、先行して、今酪農家さんへの緊急支援ということを計上させていただいておりますけども、先ほども答弁したとおり、中小家畜等の部分も含めまして、その部分については、3月定例会の中できちっと政策が今できるように詰めているところでございます。

続きまして、2点目の輸送業者への支援金の関係です。

基本的には、この事業につきましては、北海道が行います運送事業者臨時支援金事業、こちらの事業の上乗せ制度をベースにして制度の設計をしております。

当然、運送業者の規定もありまして、運送業者というのは、貨物自動車輸送事業法という国の法律あるのですが、ここの法律に規定する貨物自動車運送事業者と。

また、事業用車両等についても、この法律に規定している貨物自動車の輸送車両ということで、北海道運輸局に届けている車両ということで規定をしているところです。

したがって、先ほど、宮部議員がお話がありました堆肥化処理施設の、例えば、トラックですとか、あるいは重機といったのは、こちらの支援金の対象ではなくて、あくまでもこちらの支援金につきましては、貨物自動車輸送事業法に規定する貨物自動車運送業者が所有する事業用車両への支援という形になります。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 最後に物価高騰対策、村民すべてに渡ってその影響を受けているということで、過去の一般質問、宮部議員の一般質問の中でも、例えば、水道料の軽減対策だとか、すべての世帯に影響が出る部分やる考えはないのかというお話がされました。

その中でも、これまで村が物価高騰対策も含めて、財源的には新型コロナの地方創生交付金を充当した中で、事業、ピンポイント、やってきました。

基本的にはやっぱり全村民、物価高騰はどの世帯も所得にあるところも、ないところもみんな現実的には受けているわけです。

ただ、村の施策としては、やっぱり無尽蔵に財源が当然あるわけではありませぬので、本当にその影響を受けているのはどこかというところに視点を置いて、これまで政策をやってきたと思います。

それは道の事業も、先ほどちょっと補正の中で1万2,000円の追加のやつもありましたけど、そういったものを絡めて、高齢者の所得が、やっぱり高齢者で年金で生活されていて、所得がそれほどやっぱり多くないと。

影響がやっぱり多く受ける、そういった世帯、あとは子育て世帯だとか、今回の大学生等の支援策だとか、こういったものにやっぱり優先順位、優先順位という言い方、はっきり言って良くないのしょうけれども、そういったものにやっぱり光を当てて支援すべきだと。

それが一番有用だというふうに考えられるので、全世帯に影響を与えるような水道料の軽減施策だとか、やり方的にはすごくやりやすいし、できるのだとは思いますが、そういう薄く広くよりかは、やっぱりピンポイント、本当に必要なところには当たるのが一番いい施

策なのだという視点から、これまで政策を進めて、緊急対策の施策については進めてきたと。

そのことを受けて、新たにここで全体に広めるような支援策を検討しないかという点については、言いきっちゃうわけにはいきませんが、この後ずっと長く物価高騰続く可能性もありますから、単純には言えないかもしれませんが、そのやっぱり本当に必要な、影響を受けている割合がやっぱり高いよねというところに、やっぱり視点を置いて、今後もやっぱり政策をやっていくべきなのではないかなと。

そういう視点があるので、そういった政策については、今回の補正の中でも対応することとはしなかったということでございます。

お答えになっているかどうかはちょっとわかりませんが、私の方からは以上でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 運送業者の方については、やっぱり登録しているトラックしか該当にならないということで、センターやら重機等はないよということなのですけども、やっぱりこれ村独自の支援金ですよね、これもコロナの臨時地方交付金ですか、活用してやるわけなので、やっぱりそういったところまでやっぱりちょっと見ても良かったのではないかなというような気もするのですよね。

同じ、運送業者ではないのかもしれませんが、やっぱりそういったところで、同じ燃料焚いて、やはり高騰分かなり影響も出ていると思うので。

道やら国に合わせて同じようなところしか該当しないというのではなくて、やっぱり村内の事業者見て、事業者というかそういうところを見て、もう少しこまめな支援もあっても良かったのではないかなというふうに思います。

あとの一般世帯といいましょうか、そこへの支援ですけども、副村長言うように、必要なところへ重点を置いて支援するというのも重々わかっております。

ただやっぱり、先ほど申しましたように、今回のこの多くの物価高騰については、かなり一般の皆さん方もかなり節約もしているでしょうし、ちょっと支出が増えているなというのは皆さん感じていると思います。

そんな中で、これから電気料金等もかなり上がってくる。

今、村の中にもかなり独身世帯の方もおられるかと思いますが、今、民間アパート当たりですと、かなりオール電化の住宅が、アパートが多いのかなというふうな気もいたします。

そういったところ、上限が撤廃されるのだったかな、かなり電気料金も上がるでしょうし、やはり徐々に徐々に負担は増えていくと思うのですよね。

ですからやっぱり一生懸命働いて住民税も納めてくれている方もいるわけですから、やっぱりそこあたりの支援というのがやっぱりそろそろ考えていってもいいのではないのかなというふうに私も思いますけども、副村長も全く考えないとは言っていないというような答弁でしたけれども、再度、そういった皆さん方への支援というのがあってもいいのではないかなと。

多分、住民の皆さん方もちょっと聞こえてくる声は、やっぱりいろんな町村でそれぞれかなりいろんな支援やっていますよね。

やっぱりそういう記事あたりを見ると、なぜうちの村は何もないのですかという方も結構いるのですよね。

本当に必要なところへ重点的にというのもわかりますし、今までもしてきていると思います。

ただやっぱり今回の場合においては、やっぱりそういった一般の皆さん方への支援というのは私はあってもいいような気がするのですけども、再度お伺いします。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 方向性については、先ほど副村長が答弁した通りです。

宮部議員も覚えていらっしゃると思いますけれども、新型コロナウイルスが感染拡大した当初に、全国民に10万円の支給という事業ありました。

あれは僕は、あのときの国のシステムではやむを得なかったというふうに思いますし、緊急性も高かったので、全国民に10万円をばら撒いたのはやむを得なかったのかなと思いますけれども、できれば、あの制度は、全国民ではなくて、本当に困窮しているところに厚めにやるべき事業だった。

本来であれば、私のような人間は受け取るべきではなかったというふうに考えております。

そもそも税金というのは、払った人に還元するというような趣旨のものではございません。

もともとは、皆さんからそういったお金を集めて、困っている人の福祉のために、国民全体で困っている人を支えようというのがそもそもの税の福祉の考え方です。国家の考え方です。

そういった面では、今回も全村民に対して何もやっていないわけではないというのはご理解いただきたいと思います。

プレミアム商品券事業やっていますし、あと、若者の話もありましたけれども、民間賃貸住宅に入居されている方は、賃貸料の補助なんかもやっているわけで、なので本当に困窮しているところはどこなのかというのを我々の中で精査させていただきました。

その中で、やはり人数が多い人がやはり一番困るというのは多分ご理解いただけたと思います。

家族の人数が多ければ多いほど、当然食費もかかります。

光熱水費もかかります。

負担が大きくなる。

なので、そこに手厚く限られた財源の中で、どうやってそういった人たちを手厚く支えるかということになると、やはりある程度の優先順位を決めて政策を進めるというのは仕方がないのかなというふうに思います。

なので、景気というのは、ずっと好景気が続くわけではないですし、必ず山あり谷あり続いていく中で、では、谷になったときにはすぐに行政がそれを支えるのか。

というのはやっぱり違うと思ひまして、今回、緊急対策として本当に予想外の物価高騰等の社会情勢の変化がありました。

ここで最もやはり影響を受けている対象は誰なのかというのをやっぱりしっかりやった中で、一番やっぱり効果のある、助かったと思ってもらえるような事業を進めるというのが、やはり行政がすべき考え方でないのかな。

これは各自治体によっていろんな考え方あると思います。

場合によっては、そういったその手厚いことができなくて、全住民を対象にやるというような自治体もあるでしょう。

中札内村については、やはり本当に困っている、恐らく一番影響が大きいであろうところに、しっかり手厚く支えていきたい。

私たちのような公務員だったり、安定的な仕事をしていたり、例えば、ある程度収入があ

る方まで対象にする事業というのは本当に良い施策なのかというと、私はそうは考えていない。

今回の施策の提案になっております。

ただ、先ほど副村長の話にもあったかもしれませんが、この今の物価高騰対策、世界の情勢の変化というのは、なかなか見通しができない面はあります。

なので、本当に一般世帯にも、これまでよりもちょっと生活が苦しくなったというレベルではない困窮度が感じられれば、当然それは躊躇なく施策打たなければいけないと思いますし、現段階では、これまでの生活よりは苦しくなったねという方まで支援するというのは、やはりそれは適切な福祉施策ではないのではないかなというふうに考えているところがあります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかったようなわからないような。

確かにうちの村としては本当に必要なところへ重点的に支援をされているなというふうに思います。

国からも来ていますし、それにまた上乘せしたりして、そういったところを手厚く支援する。

それはそれでよろしいと私は思います。

ただやっぱり、先ほど申したように、やっぱり今回のこの物価高騰というのはやっぱり、ちょっと過去に経験のないような半端でないものだと思うのですよね。

確かに本当に、余裕のある方もいれば、そうでない本当に独身者あたりでそんなに余裕のない方もやっぱりいると思うのですよ、結構。

そういったところがあまり支援がない。

プレミアム商品券もやりましたけども、これも9月のとき言いましたけども、世帯のうちの半分ちょっとぐらいしか、世帯数でいくと購入されていないのですよね。

多分、それで若い方々あたりというのはやっぱりあまりそういったプレミアム商品券あたりは買われていないのかなというような感じも受けているのですけれども、やはりどうなのでしょうかね。

今回のこの物価高騰というのは、私はかなり一般の世帯にも響いていると思うのですけども、村長としてはそこまで耐えられるところ、耐えられるというのでしょうか、そういう状況だから、まだそこまで全体への支援は必要ないというような答弁だったのですけども、ちょっとやっぱり私と考え方が違うので、そこは何とも言えないですけども、やはりもう少し状況を見ていきながら、電気代も上がるでしょうし、冬ですから燃料の使う量も増える。

さまざまなもの、来年もまだ値上がり予定のものもたくさんあるということで、やはりその辺もう少し状況見ながら、そういった一般の世帯、住民の皆さん方に対してはもう少し考えていていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 3回目なので、もう1回しかできないのですけども。

大学生の負担金、補助金ですか。

過去に通学費を一生懸命言ってきたら3年もかかりました。

このごろは、ある議員が医療費を高校生までしてくれとかいろいろありましたけども、この大学生のこの5万円負担というのは、この予算がどこから出てきたのか。

それから人数はどのように把握したのか。

それから周知法はこれからどうするのですかということをお聞きしたいと思います。

なかなか、出すことには問題ないのですが、これをもらうという親は喜んでいる人います、実際に。

ただ、ポコッとこういう今まで誰も予測していないことが、その大学生というところまで手を伸びたということに対して、みんな不信を持っているので。

もうこれ以上質問できないけども、何とかその辺わかるように。

うれしいのだけでも、どうしてこれという話はあるので、その辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） それではまず1点目の今回の予算に対する財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用しておりまして、国からの物価高騰対策に対する交付金、これを充てております。

それから、人数につきましては、教育委員会としては、大学進学しているかどうかというのは、行政としては把握しておりませんので、積算としましては、中学校の名簿から、大学1年から4年生までの人数を拾って、その上でさらに少し余裕を見て、今130人分の予算で見えております。

あと、周知方法は、今申し上げたとおり、しっかり把握できている状況にありませんので、さまざまな手段を使いながら、あるいは、さまざまな機会で、この制度について周知して、情報が伝わらないことのないようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） この事業が突然出てきたというようなお話なのですが、もともと18歳以下の子どもたちを対象に先行して5万円、これは6月定例会で提案させていただいた、同じ国の補助金を使った事業でやらせていただきました。

ただ、これ、大学生が一番困窮しているというのは、私自身が大学生3人おりますので、すごく、私の村長としての収入でもかなり大変です。

なので、一番大学生が大変な状況だ、大学生を抱えている世帯が非常に苦しんでいるというのは私が身をもって体験しておりますので、そういった面でこの事業を進めさせていただこうと考えました。

ただ、ここで誤解ないように申し上げさせていただきますと、私については、この事業をやることで私に利益があるようなことを考えられたら困りますので、私自身はこれについては受け取るつもりはありませんし、これまでも私が村独自の施策として提案して、私に利益が得られるような事業については、全て私受け取っておりませんので、そのことはちょっとここでお話させていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 35ページのスノーアート事業補助金なのですが、日本の経済が、北海道の経済が、中札内の経済が冷え込んで、12月に入って非常に寒い時期を迎えてしまいました。

そういった中で、多くの村民のお気持ちとして、このスノーアート事業補助金、観光協会への補助金です。

継続事業であります。

初年度もそれなりの賑わいがあった、２年目もそれなりの賑わいはあったということでもあります。

全体見て考えたときに、今これだけさまざまな状況の中で、経済が歪んできている、あるいは、それぞれの皆さまの、村長が先ほどお話ありましたけれども、全般的な村民の生活、要するに大変な人のところに、できれば全体の循環をさせて生活維持を図りたいというふうに捉えましたけれども、そのような意思が伝わった予算書、今回の予算だと思いますけれども、ただただ、やはり、冒頭申し上げましたこの時期にあって、このスノーアート事業が本当に村民に受け入れられるのか、僕はちょっと疑問符を付けざるを得ないのですね。

だとすれば、やはり地域の子どもたちや商工会関係者が暖かくなるような、そういう表現方法ができる、観光協会の事業と、観光協会が主催する事業というふうに仕掛けていくのが本来の我々行政に関わる者の役目を持ったものだと思います。

そういう、良いか悪いかの論議ではなくて、状況判断として、はたしてこれを、今回の予算の中で見ていくのが、あるいは私たちが承認するのが本当に妥当なことなのか。

私たちに疑問符を、私自身に対しても疑問符を付けざるを得ないわけですね。

やはり、夢がある子どもたち、村長がおっしゃった全体に行き渡るような、そういう対策を含めるならば、この事業が別な形で事業化される方が、多くの方々のご指示を得られるのではないかと思います。

そういった意味でご質問させていただきますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） スノーアート事業への補助金でございます。

実質、観光協会への補助という形で事業実施を、これまでも補正予算で計上させていただいて、事業をしてきました。

ご意見、ご質問の中にあつたとおり、当然、村民の皆さんが参加できるようにというのは、当然楽しんでいただきたいということも含めて、当然そのような事業内容にすべきということは十分考えております。

そのこともありますので、参加しやすい場所ということで、離れた場所ではなく、今回については札内川運動公園の場所でやることで、多くの村民にも来ていただけるのではないかなというような事業立てもしておりますし、当然、村民の皆さんに認知される事業でなければならぬというのは当然その通りです。

かつまた、うちの冬のイベントとして賑わいを求めるというのは、村民の気持ちの活性化にもつながるのではないかなというふうに思います。

冬のイベントというのは、スケート等の大会等を除けば、道の駅で行われる冬まつりだとかぐらいしかなかったのが、この冬のスノーアート事業、お客さんと呼んで、当然村民も来ていただいて、そういったイベントをやるわけで、それを楽しみにしていただくということが、気持ちの中でも、この景気が下向いている中でも、参加することで、いや楽しかったねというふうに思っただけのような事業だと思いますし、そういう事業の内容にすることが非常に重要なのではないかなと。

ご意見は非常によくわかりますし、村外向けの発信だけではなく、村民の皆さんに、ぜひ参加してもらいたいというようなイベントになるよう、当然補助金を支出する村としても、ご意見を観光協会に対しては言っていくべきというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 冒頭お話ししましたが、私の気持ち、あるいは、関係者の気持ちだと思います。

それがすべてだと思いますけれども、多くの村民が、今副村長がおっしゃられたように、暖かい気持ちになれるような、そういうような、参加して良かったねというお話がございましたけど、それが現実化するようにお祈りをいたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 需用費についてお伺いいたします。

15ページの光熱水費、庁舎管理費の光熱水費ですね。

その冒頭に、課長が言っておられましたけれども、燃料費、本当に燃料費、それから電気料ですね。

大幅に上がっていて、合わせて2,900万円の追加が出ているということで、本当に驚いております。

15ページの、その庁舎管理費の光熱水費については、地中熱でヒートポンプの運用における電気料だと思っておりますが、春の当初予算では500万円余りだったのですが、256万円という数字が上がってきていて、電気料の高騰によって増加していくのは、もう本当に仕方ないことだなというのは私も納得しておりますが、キロワット数でいえばどのぐらいの電気量なのかなというところがとても気になっております。

それで、9月の定例会のときもこのような似たような質問もしたのですが、そのときにいただいた資料をもう1回読みますと、新庁舎になってからの電気料の増え方がとてもすごいので驚いておりますけれども、ちょっとそこを読みますと、今後どうしたらいいかということで、やはり役場の方もいろいろと考えていただいているのだなと思いますけれども、電気料の高騰を受けて、少しでも削減できる運用を行っていききたいと。

基本的には、地中熱システムは24時間365日稼働しているということで、決算監査でのアドバイスをいただいたということで、8月からは夜間や休日は地中熱の電源を切っているということで、けれども、その初期起動の消費電力が大きいために、電源を落とすことで電力削減につながるかは検証が必要と書いてありましたので、その検証が実際にされたのか。

されているのであれば、どうだったのかもお聞きしたいのと、その下にも、新電力のことも書いてありますが、新電力への切り替えについても進めていきたいとのことが書いてありましたので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 電気料の、先ほど、検証の関係でございます。

ちょっと今、電気料につきましては、平常時の今状況ではないものですから、今時点だけを捉えても、なかなか前年度の比較でどのような効果が出るのかというのが、今単価自体が非常に引き上がっているというのが現状でして、庁舎もちょっと実際、ちょっと今調べてみましたら、昨年の9月とちょうど今年の9月、ちょうど使用量が一緒なのですが、もう電気料の単価自体が、燃料費調整額が昨年はマイナス1.23円、これは1キロワット当たりです。

が今、燃料費調整額が6.54円ということで、電気代で比べますと、昨年の9月だと35万円程度なのですが、現在46万円です、今年の9月。

このような状況で、単価がかなり引き上がっていますので、ちょっと単純に比べにくいと

いう状況もありますので、庁舎につきましてはもう少し期間を持ってデータをちょっと取ってみないと、どんな効果が出てくるのかというのがなかなか見えづらい面ありますので。また、新電力の関係も、かなり、今庁舎につきましては北電さん利用していますし、ほかの公共施設も10施設ぐらいは新電力の方、導入をさせていただいていますけども、いずれも今、1キロワット当たりの電気料が、平均で、昨年と比べましても1.3倍ぐらいに、今電気料膨れ上がっているような状況ですので、ちょっと期間を見ながら、効果については検証していきたいと思います。

ちょっと短期的な視点ではなかなか比較しづらい面もありますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） ある程度わかりました。

でも、令和3年度の、去年の9月と今年の9月で使用量は変わっていないということで、今言われましたので、以外とかかかっていないのかなって今思ったんですけど。

それで、先ほどの質問で、地中熱の夜間とか休日、電源を切っているということは、今はまだしていない段階でしょうか。

そういうのを検討してみると書いてありましたので、しているのかしらと思いまして聞いたのですが。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） ちょっと長い期間はやっていなかったのですが、検証した結果ですね。

まず最初に、地中熱を付けたり消したりという時間によって、切ったりした時期もございましたが、それについてはあまり効果が見られませんでした。

それで、あと、今年の10月、11月に入りまして、付けない時間帯をちょっと長くしました。

消しっぱなしの時間を多くしましたら、例えばですけど、10月分でいきますと、昨年1万4,000キロワット使っていたものが、1万3,000弱ぐらいの電氣量に減っておりますので、一定時間、長い時間消しているのが効果があるのかということでは言われています。

これから冬に入りまして、暖房を使いますので、その時期には、基本料金自体が上がりますので、消しっぱなしにしてもあまり効果がないので、北電さんとの話ではあまり効果が期待できないのではないかとということで、冬の期間ですね。

それについては、あまりお勧めしないということでご意見は伺っております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 節電に最も効果があるということで、地中熱ポンプを、今回中札内の庁舎にも導入したというわけですので、この赤ナンバー3にも書いてありました監査所見にも書いてありましたけれども、そういうここにも指摘されておりましたけれども、そういった、今、使い方、そういうヒートポンプの使い方を工夫して、より効果的な省エネができるように、これからはいろいろと努力していただきたいと思います。

私もこういうことばかり質問しているんですけど、やはり何でしているのかというと、やっぱり地球温暖化対策のところがとても気になっておりますので、中札内も第3期地球温暖化対策実行計画が出ておりまして、来年で終わる、5年間の終わるはずなんですけども、

令和5年で終わるのですけれども、それで目標としているこの二酸化炭素排出量の削減を達成できるようにしたいということを、11月の広報にも大きく出ていまして、令和3年度には、総排出量の削減目標が達成できましたというふうに、こういうふうに広報に大きく書かれておりました。

やはり達成できた要因は何かなっているいろいろ調べましたら、やっぱり街路灯のLED化がとてもそこで電氣量が減っているのがわかりました。

それと改善センターが使われなくなったということも大きいかなって思っています。

ただ、地中熱の方は、本当にすごい量だということは変わらない。

電氣量が、二酸化炭素がかなり出ているということは変わっておりませんので、これは役場職員だけではなくて、全村民が少しずつ意識して削減を取組んでいかなければならない時代が来ているということで、こうやって広報にも省エネ節約術なんて書いてありますけれども、例えば、行政としては、こういうことを踏まえて、今後はどういった方向でやっていく、どのように考えられているか。

温暖化対策についても、ちょっと何か考えがあるのならお尋ねいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） お答えになるかどうかはちょっとわかりませんが、温暖化計画を策定して、今、僕も今手元に温暖化計画持っているわけではないのであれなのですが、第3期まできて、基本的には役場、行政が持っている公共施設を主体に、できるだけCO2を排出しないように。

新役場庁舎というのは、もともと旧庁舎が、あの場合はA重油ですか、A重油を焚いて暖房だとかそういったことに使っていたわけで、それが電氣に振り替えることによって、CO2換算量がどっちの方が高いかという部分でいけば、直接重油なりを焚いた方が確かにCO2の換算量は高かったはずです。

そのことで電氣に置き換えることで、CO2の排出量を抑えている。

今、言ってみれば重油は庁舎に限っては焚いていませんから。

非常用電源、発電機を除いては焚いていませんから、全くそこはCO2を排出しないことになって、減っているはずです。

ただ、電氣に置き換わっていますから、電氣量としては当然CO2は出ているわけ。

どちらの方がCO2の換算量が高いかということだけなのですけれども、基本的には、さっき言ったように、庁舎は全てLED化もうされていますし、新庁舎は。

それであっても、もっと電氣料金を抑えていこうというふうにして、できるだけ消灯の部分を長くしたりだとか、余分な電氣を点けないだとか、これは当たり前のようにやらなければならないことは、これまで通り取組んでいかなければならないかなというふうに思っているところです。

つまり、省エネに関する活動は止めるわけにはいかないというのは十分理解して、温暖化計画に基づくその目標値に、それを上回るように、取組みは今後とも進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第86号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 86 号、令和 4 年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

議案第 87 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 87 号、令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議案第 88 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 88 号、令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

議案第 89 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 89 号、令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

12 月 12 日まで休会として、本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3 時 59 分